
平成31年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成31年3月19日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成31年3月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

8番 松井 岑雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舂本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君

病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	近藤 晃君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
契約監理課長	……………	伊藤 和也君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

松井議員が欠席、小田議員からは遅刻の通告を受けております。

3月6日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

3月5日の本会議において、議案第29号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について、西川教育長が行った答弁について、答弁を訂正させていただき、改めて資料を提出させていただいた上で、説明させていただきたいとの申し出がありますので、これを許可します。西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。3月5日、本定例会初日の議案、周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正についてに対する田中議員さんの質疑に対する答弁について、訂正をさせていただきます。

田中議員さんの、今回の設置条例において、所長、その他の職員を置くことができると改正すると、所長、その他の職員を置かなかつた場合に、使用条例に規定する所長の業務は誰が行うのかの質問に対し、これを所管する課の者がこれを行う前提で、使用条例の改正を提案すると申し上げましたが、これを訂正し、設置条例及び使用条例が委任する周防大島町農業者健康管理センター管理規則において、所長及びその他の職員を置かない場合には、これらが行う職務については、管理センターを所管する課の長及び職員がこれを行うこととする改正を行いますとさせていただきますと思います。

第4条の2を新設した改正案は、お手元に配付させていただいたとおりであります。訂正の上、おわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

なお、このたびの対応については、まずは、本改正条例の附則において、この旨の規定を設けることが本来であります。既に議案提出しておりますので、設置条例、使用条例、いずれも規

則委任規定もあることから、この手法をとらせていただきました。

また、これらの条例・規則は4町合併以前からの条例であり、調整を必要とする部分も多々ありますので、今後、改めて調整した上で、2本の条例及び規則の改正を行いたいと思っております。大変御迷惑をおかけしました。

○議長（荒川 政義君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まずは、米軍戦闘機の騒音と安全対策についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、昨年の8月に町民団体から町長に対しまして、町独自に騒音デシベル測定器を設置することにつきましての要望書が提出されておりました、それに合わせまして、町ホームページでの岩国基地関連の情報提供のページを設置することなどについての要望もされております。

ここで、その要旨を御紹介いたしますと、周防大島町は、山口県で唯一、米軍再編によって騒音が激化する地域として認められ、それが単なる一部地域の懸念ではなく、広い範囲で訴えられている現実となっておりますので、周防大島町民のぎりぎりの生活環境を守るために、まず、デシベル測定器を設置して、毎日、昼夜通して記録する体制を確立していただきたいと思っております。再編交付金は、まさにそのためにこそ使われるべき財源でしょう。町民の生活を守ることを第一に考えて、誠意ある御回答をお願いしますとされておりました、これに対して、町長からは、騒音測定器の設置やホームページでの情報提供につきまして検討するという回答がなされておりますが、いまだに、その検討結果についての回答はなされていないと聞いておりますので、この場におきまして、要望書に対します検討の状況、検討の結果についてお尋ねをいたします。

要望書の提出から既に半年以上が経過しているとはいいいましても、断水事故等もありましたので、回答に手間取る諸事情もあったとは推察いたしますが、先般、活力クーポンに関する商工会からの要望書には、間髪を入れず対応した周防大島町でありますので、そろそろその後の具体的な検討状況や実現への道筋につきまして、回答をしていただければと思っておりますし、また万が一、要望に答えられないというのであれば、その答えられない理由につきまして、丁寧な御答弁をお願いいたします。

続きまして、2点目、大島大橋事故の諸対応と今後の対策等についてお尋ねをいたします。

1 2月議会におけます町民個人への交付金、すなわち見舞金の支出を否定する答弁内容については、いまだ納得しているものではありませんし、そのような中で、一方では、現在も公金を使った各種の商工観光関連の予算、復興事業が進行中でありまして、新年度予算にも、さらなる復興事業予算が計上されておりますので、公金支出の厳格性を担保するために、ここでクーポン券について、これまでの検証をさせていただきたいと思っております。

町外の方向けに配布されております100円割引の復興応援割引クーポン、それから町民の方に配布されました500円分の活力クーポンにつきまして、それぞれこれまでの印刷枚数、配布枚数、そして利用枚数もしくは換金枚数、これにつきまして、データでお示しをください。

次に、先般、船会社から広島地裁に対しまして、制限債権の申し立てがなされ、6月14日を期限とします制限債権届出が開始されております。

これを受けまして、町民個人の損害債権の届出につきまして、先の広報配布時に書式が配布されておりますが、昨年末の損害賠償説明会におきまして、町長は、町民の債権届出についてはしっかりサポートしていくと明言されてありまして、損害内容を疎明するという、一般町民の方が日ごろ触れることのない特殊な書類につきまして、書式と複数枚にわたる記入上の注意事項を配るだけでは、果たして、これがしっかりサポートの実効性があるのかどうか疑問でありますし、そもそもこれらの見慣れない書類を作成するために、こういった数枚に及ぶ、まあ、これも見慣れない書類を読み込む必要があると思うだけでもです、町民の方にとっては大きな障害になると思われましてとともに、苦渋の40日間を過ごされた町民の方に、さらに重ねて大きな負担を強いものであると受けとめております。

このような対応は、例えば、新しい商品を販売しようとするのに、商品の使い方はパンフレットや取扱説明書を渡して、これを読みなさいというような冷たい対応でしかなく、そのような乱暴な対応ではなく、丁寧な説明やデモンストレーションなどをして、そこまでしてこそ実際の購入につながるものでありますので、届出書類と記載要領を配布するだけではなくて、一人でも多くの町民の方がこの制限債権の届出ができるように、説明会や相談会など、そういったものが必要不可欠であるというふうに考えております。

誰もが主役になれる町、幸せに暮らせる町づくりを標榜する本町といたしまして、40日間の苦渋の日々を過ごした、過ごされた町民の方々に、制限債権の届出での負担を少しでも軽減できるよう、今後、具体的に、どのような実効性のあるサポート体制を敷いて、取り組んでいくおつもりなのか、御答弁をお願いいたします。

さらに、今回の事故でリスクの多様性とライフラインの脆弱性が明白になり、今後の想定外の事故や災害に備えて、抜本的な対策が必要だと思われませんが、船舶はもとより、航空機事故、そして大規模地震などで大島大橋が通行できなくなった場合の非常事態に備えた対策と準備をして

いくことが喫緊の課題であると明確になり、このことは町全体で共有されたものと思われませんが、その検討と実施方法につきまして、今後、どのような体制とスケジュールで取り組んでいく予定であるのか、お尋ねをいたします。

これに関連いたしまして、3点目の質問になりますが、昨年の二度にわたります悪夢のような断水を受けまして、執行部におかれましては、既に検討はされておられるとは思いますが、新年度予算に調査費が計上されたことでもありますので、非常時におけます水の確保についてのグラウンドデザインは、少なくとも町長の頭の中では形になっているものだと思います。

町民の方々にとっても重大な関心事であると思われるので、島内水源の確保の取り組み方針、それから、その体制、スケジュール等についてお尋ねをいたしますので、具体的な御答弁をお願いいたします。

振り返りますと、昨年1月の断水事故を受けまして、速やかに対策が講じられるべきであったとは思いますが、昨年の6月議会、それから9月議会で、重ねて一般質問もさせていただいたところではありますし、議員の指摘は真摯に受けとめていただける執行部であるということも認識はしておりますが、その後、決して先送りにしたわけではないと思いますが、10月の貨物船衝突事故による断水によりまして、これまでは具体的な対策に手つかずの状態であったのではないかと推察いたします。

年に二度も非常事態に見舞われれば、それも無理からぬ話ではありますが、そうこうしているうちに、次の非常事態が目の前に迫っているかもしれませんので、対策は一刻の猶予もならぬことであるとも言えます。

昨年の断水では、ほかの自治体からの応援に助けいただきましたが、例えば、南海地震となれば、近隣自治体も同様の被害を受けていると考えるのが当然でありまして、その場合は、他の自治体の応援はなく、本町独自で対応をしていかなければなりませんので、その場合には、給水対応だけを考えてみましても、現状では、機能不全となることは目に見えております。たとえ、どれだけ準備をして整えていても、想定どおり、マニュアルどおりにはいきませんので、混乱することは避けられないことではあります。かといって、何も準備をしていなければ、何事も後手後手に回るのは昨年の断水対応を見ても明らかであると言えます。

そもそも、こうした非常時の給水対策を検討するような仕事は、水道の担当課において、通常業務の合間にできるものでもありませんし、片手間にするような仕事でもありませんので、これまで手を付けられていないのも当然と言えば当然のことです。

一方で、新年度予算につきましては、350万円の非常用自己水源調査費が計上されてはおりますが、二度の事故を経験した上で、町民の水の確保という事の重大さや緊急性に鑑みますと、非常に心もとない、期待外れの予算であると受けとめておりまして、31年度はリスク対策予算

として危機管理に力を入れ、防災危機管理課などを新設して、リスク対策に全力を挙げるものと思っておりましたが、町として、これからはどのような非常用水源の確保体制を構築して、そのためにどのような体制と予算で、どれぐらいの時間をかけて整備していこうとするのかについて、具体的なプランをお聞かせいただければと思います。

次に、4点目となりますが、一般廃棄物収集運搬業の許可についてお尋ねをいたします。

現時点では、実質的に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づきます、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は凍結されていると理解しておりますが、その理由や判断の合理性についてお尋ねをいたします。

まず、新規許可の凍結につきましては、環境省からの通達もありまして、現行の体制で適正な処理を継続的かつ安定的に確保することができると判断しておられるために、現行の4社以上に許可は与えないということであると認識しておりますが、では、それを裏付ける具体的かつ合理的なデータとしまして、まずは、町全体のごみの量と1社当たりの取扱量について御答弁をいただいた上で、今後のごみの量の推計値、そして、高齢化に伴います家庭ごみの収集運搬体制の拡充対策に対する考え方、また、現行業者の継続性がどの程度見込めるのか、さらには、倒産や廃業等のリスクに備えて、ごみ収集体制の継続性をどのように確保するのかについて御答弁をお願いいたします。

なお、行政手続法第7条によりますれば、申請そのものの受け付けを拒否することは違法であることが明文化されておりますので、町として個別に申請書の提出自体を拒むような対応はできないはずでありまして、憲法の職業選択の自由についての否定、それから、最高裁判決の趣旨と照らし合わせてみますれば、単に旧町で1業者であったものを4町合併で許可業者を現行の4業者にすると、そういう短絡的とも言える基準ではなく、公平性や透明性を確保するために、現状に対する許可業者数の合理的基準、すなわち、こうした現状があるから新規許可は凍結しております。

逆に言えば、こういう状況になれば新規に許可をしますと、そうした説明責任に耐え得る明確な基準としての一般廃棄物処理に関する許可方針と言えるものを、透明性のある機関とプロセスをもって策定し、そして公表する、その必要があると考えますが、以上のことを踏まえまして、現時点での一般廃棄物収集運搬業の許可に対する、町としての基本認識をお尋ねいたします。

次に、5点目になりますが、小松開作地区若者定住促進住宅についてお尋ねをいたします。

まず、子育て支援や定住促進を目的としましたこの住宅を、小松開作のこの場所に建設するというのを、いつ誰がどのような方法で議論をして、どのような理由で決定したのかにつきまして、旧東和庁舎跡地への若者定住促進住宅用地整備がございますので、こちらにおける理由と、そごを生じないように簡潔に御答弁をお願いいたします。

また、先の臨時会におけます御答弁では、若者定住促進住宅は総合計画における住まいの確保という項目で規定されているということでありましたので、ここで改めてお聞きしたいと思います。

確かに、総合計画におきましては、定住促進におけます4つの主要施策の一つとして、住まいの確保が挙げられてはおりますが、その中身といえば、空き家バンクの充実、空き家リフォーム助成事業、空き家活用住宅事業の推進となっております。いずれも空き家対策による定住促進策というふうになっておまして、子育て支援や定住促進のための住宅の建設事業につきましては、では、総合計画のどこに掲載されているのか、具体的なページ数で御答弁をお願いいたします。

さらに、この住宅を建設することによりまして、どのような定住促進効果が得られるのか、すなわち、何年間で何人の定住が図られるのか、具体的なデータによる成果目標をお聞かせください。

それから、この住宅を建設する場所の地盤についてお尋ねをいたしますが、まず、地盤改良前の現地盤、もとの地盤、特に地表から10メートルまでの深度におけます土質特性とN値によりまして、現地盤の状態を御説明していただきますようお願いいたします。

さらに、先の臨時議会の質疑では御答弁がありませんでしたので、ここで改めて質問させていただきますが、昨年の北海道地震において見られたような惨状が、定住促進のためにここに住んでくださいと公共が用意した住宅で起きてはなりませんし、それが設計上の不備で対策がされていなかったとなれば、賠償問題にもなりかねません。

そこで、液状化の安全率が基準をクリアしているのかどうか、もちろん、クリアしていれば、それで設計上の問題はないでしょうし、クリアしていなければ、必要な対策を建物を建てる前に施すのは当然であります。そもそも液状化の検討が必要でない、検討自体が必要でないという、そういう地盤であるということであるならば、そのことを明確にしておく責任があると思います。

先の議案質疑では、地盤の液状化の検討はされていないという御答弁でしたので、それではお聞きしたいと思います。液状化の検討が不要であるという根拠につきまして、例えば、このような地盤であるから液状化の懸念はないんだということを、地質調査の結果や設計基準によりまして、わかりやすく御答弁をお願いいたします。

次に、6点目、公の施設の使用料のあり方についてお尋ねをいたします。

大変しつこいようですが、12月定例会では8つの問題点を指摘したにもかかわらず、残念ながら、教育委員会所管の公民館等の使用料改定が可決されましたことにつきましては、じくじたる思いがあります。しかしながら、執行部も議会も認めた条例改正でありますから、それは周防大島町として、先に示されました使用料、それから料金統一の考え方が町の基準であり、公式見

解であると言わざるを得ないと思いますので、それではここで改めて、教育委員会に限らず、町としての公の施設の使用料の基本的な考え方についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

具体的には、使用料の算定方式や利用者の負担率をどのように規定しているのか、使用料の割り増しや減免についての統一基準は定めてあるのか、そもそも使用料についての基本的な考え方は整理してあるのか、それから使用料の統一が図られていないとするならば、教育委員会所管以外の公の施設につきましても、教育委員会の方針にならって統一していかなければならない、そういうはずでありますので、今後の、町全体の使用料の統一の方針とスケジュールにつきましても、具体的に答弁をお願いいたします。

最後に、7点目となりますが、減塩運動の取り組みについてお尋ねをいたします。

健康づくりは、施政方針におけます3つの重要課題のうちの1つとして掲げられておりまして、その具体策として、減塩環境対策の拡充が掲げられておりますので、減塩環境の取り組みにつきましても、その取り組みのビジョンとスケジュール、これまでの取り組み実績とその課題、今後、展開する計画などにつきましても、具体的に御説明をお願いいたします。

今月の広報誌にも、町内小中学校でのすばらしい取り組みが紹介されておりましたし、レシピ本なども発行されて、調査、啓発活動もされていることは承知しておりますが、すばらしい自然環境を有する本町におきまして、健康的な生活を送ることのできるこの島の町の環境づくりは、健康増進という、いわゆる専門的な取り組みにとどまらず、このすばらしい自然環境を生かした町づくりの施策として、総合的に取り組む必要があると言えますし、それゆえの重要課題の1つとして位置付けられているものだと思います。

一方で、国立循環器病研究センターが、かるしおプロジェクトというものを全国展開しておりまして、このプロジェクトと本町が進めるちよび塩の取り組みを連動させていくべきなのかどうか、健康づくりのための減塩運動であれば、このかるしおプロジェクトに歩調を合わせていくことも必要だと思いますが、あえて本町独自のちよび塩運動を展開しているということは、単なる減塩運動、健康づくりの範疇を超えた町づくりの取り組みとして捉えられているのではないかと思いますので、そのあたりの事業コンセプトも、この機会に、町民の方に明確に御説明いただければと思います。

そして、仮に、この町づくりの観点から、減塩運動や健康づくりを捉えているのであれば、といたしますか、この豊かな自然環境を有する本町において、健康ということは重要な町づくりのコンセプトであると考えておりますので、例えば、既に連携が図られておりますが、学校との連携のほか、入院食の導入などにおけます病院との連携、料理教室を開催することなどにおけます生涯学習との連携、料理コンテストとか、先般、みかん鍋が特別賞を受賞されておりますが、鍋グランプリならぬちよび塩グランプリなどを開催することでの、地産地消とか地域振興策との連携、

減塩商品の認証制度などを設け、例えば、ちよび塩マークの付与などによります事業者や消費者との連携など、要するに、民間を含む多様な部門との連携や共同によりまして、健康づくりを全国に発信できるだけの成果を目指した町づくりの施策として取り組むべきであると思ひますし、その連携や共同は、その中心で原動力となる町が、やる気と覚悟を見せなければ進まないことも、言うまでもないことでもあります。

町として、単一思考的な施策ではなく、地域全体の面としての取り組みにすべきでありますし、そうでなければ、本町の政策課題としての健康づくりの効果は限定的にとどまるものであると言わざるを得ません。

少し話はそれますが、定住促進にしましても、観光交流にしましても、外向きの取り組みに力を入れるということも重要ではありましようけど、その前に、地域の中に目を向けなければ道を誤ると思ひますし、要するに、この町に来たい、この町に住みたい、住み続けたいと思われるような、地域の内部に磨きをかけるような施策を展開しなければ、一見成果があるように見えたとしても、それは一過性の成果に終わってしまうことは明白であります。

一人の人間に例えたとしても、どんなにそれらしい外見を装ったところで、心と体が健康でなければ、活動は持続できないものでありますし、成果も得られないものであります。

リスク管理もできない、安心して住むことのできない町に住みたくはないでしょう。外向けに声高に叫ぶ前に、まずは足元を見据えて、危機管理を含めた地域力を上げる努力をすべきでありますし、トップとして、政治として、その指針を与えることができなければ、民間を含めて、皆さんの頑張りが無駄になってしまいます。

健康に話を戻しますが、減塩につきましては、一方で、減塩の効果について否定的な見解もあるようでありますし、減塩運動において精製塩と天然塩を一くくりに扱ってよいのか、そのあたりの整理や研究も必要ではないかと考えておりますので、これは減塩運動に限らず、本町の施策全般に共通して言えることかもしれませんが、厳しい財政状況や過疎・高齢化など、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、思いやイメージが先行する感覚的、抽象的な町づくりではなく、この町が住民にとって真に住みやすくなる、この町の住民に直接的に波及し、普及するような、実質的な施策が必要であり、選択と集中というメリハリのある明快なビジョンを持った取り組みが必要不可欠であると考えておりまして、やるならやるで、町長のリーダーシップのもと、本腰を入れて取り組むべきでありますし、もちろん、地道に続けることが必要なものもありますが、そういうものであっても、ただ漫然と続けるのではなく、その先に目指すものを明確にする必要があるでしょう。

一方で、成果に結びつく可能性が低いものは、中止、廃止するという決断も必要だと思ひますので、そういう全体的な町づくりの観点から、町づくりのビジョンを達成するための1つの施策

としての今後の減塩運動のあるべき姿につきまして、御答弁をお願いいたします。

以上、たくさんありますが、事前に通告もしておりますので、聞いてないことには御答弁いただかなくて結構ですので、特にデータについては漏れのないよう、御答弁をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、田中議員さんの、まず、米軍戦闘機の騒音と安全対策についてという御質問につきまして、お答えをしたいと思います。

平成30年8月に、町民の団体から騒音測定器の設置や町のホームページでの情報提供などの要望がございまして、検討するという回答を行っておるところでございます。その後の検討結果についてということでのお尋ねでございます。

昨年の8月29日に、町民団体から、町独自に騒音デシベル測定器を設置することについての御要望がございましたが、本町といたしましては、国のほうで設置箇所を増設し、客観的なデータの取得を行っていくことが重要と捉えており、町議会におきましても、そのような答弁を行っていることをこの要望団体の皆さん方にもお伝えをするとともに、さらに、測定器の設置箇所を増やすことについては、国に対しましても要望をしていきたいと回答したところでございます。

その後におきまして、中国四国防衛局と現在の町内5カ所に設置されております騒音測定器が記録した騒音データについて、町がデシベル情報を使用することができないかという調整をずっと続けてきたわけでございます。そこで、このデシベル値の数値の確認ができるよう、この調整の中で、おおむねの調整が整ってきたということでございます。

また、これを、町のホームページでの情報提供につきましては、年度内をめどに掲載を実施してまいりたいというふうにご検討しております。

次に、大島大橋事故の諸対応と今後の対策等につきまして、田中議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

御質問のクーポン券、これは復興クーポン券と活力クーポン券という2種類が出ておりますが、これらの運用状況についてであります。御承知のとおり、昨年10月22日の大島大橋損傷事故で、町内の小売店、飲食店、観光施設などで観光客の減少によりまして、深刻な影響を受けたところでもあります。

そこで現在、山口県と周防大島町で周防大島応援キャンペーン事業の一環として、「がんばっちよるけー！周防大島復興応援割引クーポン」を発行して、影響を受けた町内の事業所の復興支援を行っております。

割引額は1枚のクーポン券で500円の買い物ごとに100円の割引ができるというものでござ

ございます。県内外のイベントや町内外の公共施設や観光施設等で配布をいたしております。

現在、町内のクーポン利用可能登録店は、219店舗で使用が可能となっておりますのでございます。

配布枚数は20万枚で、現在1回目を12月の中旬、ここで6万枚、2回目を1月の下旬、10万枚の発行をしております。最終的には4月の中旬に残りの4万枚の配布を予定しております。

利用期間は、平成31年5月31日までとなっております。

3月1日現在でございますが、2万8,510枚が換金されておりました。利用率は14.2%という状況でございます。

次に、町民向けのクーポン券として、周防大島活力クーポン券を町の事業といたしまして、復興支援と消費拡大を目的に発行をいたしました。

割引額は、1枚のクーポン券で1,000円以上の買い物ごとに500円の割引ができるもので、10月22日の事故当時に本町に住民登録をしておられます方々を対象に、1万6,406名の皆様方に対しまして、2枚の券を2月8日郵送にて配布をいたしました。

利用期間は、平成31年5月31日までとなっておりますが、3月1日現在、6,340枚が換金されておりますので、利用率は19.3%ということになっております。

その他の御質問につきましては、それぞれの担当の部長のほうから答弁させていただきます。

もう一点、大島大橋の関連でございますが、次に、町民個人の制限債権届出のサポート並びに町の債権届出についてのお尋ねでございました。

昨年10月22日の未明に発生いたしました、外国船籍貨物船による大島大橋への衝突事故について、事故を起こした船会社は、広島地方裁判所へ船主責任制限法による責任制限手続き開始の申し立てを行い、裁判所は、2月15日付で責任制限手続きの開始を決定いたしました。

これによりまして、住民、事業者の方々が損害を受けたことによりまして、手続きに参加するには、裁判所が定めた参加届出書に必要な事項を記載し、領収書等の証拠書類の写しを添付して、届出期間内に広島地方裁判所に提出するという必要がございます。

まず、裁判所が定めた参加届出書を入手する必要がありますが、これにつきましては、周防大島町の住民・事業者を対象とした管理人・管理人代理からのお知らせと広島地方裁判所民事第4部からのお知らせを、各戸配布ができるように関係機関と調整を行いましたので、3月の広報配布時にあわせて資料配布を行ったところでございます。

また、裁判所への届出に必要な書類は、各戸配布でお配りをするほか、各総合支所または出張所で配布するとともに、町のホームページからもダウンロードが行えるよう準備をしているところでございます。

提出書類の作成に関する相談や作成した提出書類の確認を希望される方への対応は、各総合支所においても行うことといたしております。

なお、事業者向けの相談窓口は、周防大島町商工会本所となっております。

損害の届出に関し、参加届出書への領収書等の証拠書類の添付については、写し、コピーであります。これを添付することとされておりますが、町内においてコピーサービスを利用できる場所も限られておることから、住民の方が損害の届出に必要となるコピーにつきましては、各総合支所、出張所でも無料でコピーが行えるよう対応するといたしております。

次に、周防大島町といたしましては、損害額の全額回収を目指すため、現時点の行政全体の損害額を約2億2,900万円と試算し、法律事務所と委任契約の締結を行いましたので、今後は、逸失利益を含めた損害全てを制限債権の額とすべく、弁護士と調整を行っているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません。もう一点、今回の事故でライフラインの脆弱性が明白になって、今後の想定外の事故や災害に備えて抜本的な対策が必要だと思われるが、どのような体制とスケジュールで取り組むのかというお尋ねでございます。

これが、大変難しい問題でございまして、想定外の事故ということが言われておりますので、想定外の事故というのはどこまでが想定されるもので、どこからが想定されない、想定外ですから、その想定外をどこまで想定するのかということが、大変大きな問題だと思うところでございますが、周防大島町と本土は唯一の陸路であります大島大橋によって結ばれる地域特性を有しておりますが、今回、事故が発生したことによりまして、周防大島地域を支える交通インフラの脆弱性が改めて認識をされたというところでございます。

国道437号の大動脈を担う大島大橋は、建設後、既に42年が経過し、橋本体の老朽化も進んでおるのではないかとこのふうにも思いますし、今回の事故により大きく損傷を受けたことを考慮すると、将来にわたって安全・安心な車両通行を確保するための対策が必要だという考えも持っているところでございます。

次に、ライフラインの給水設備等の確保についてであります。新年度において、広域水道受水前の旧簡易水道施設の水源井戸の揚水試験及び水質検査等を行い、非常用自己水源としての利活用を検討するための予算を上程させていただいております。

また、現在の伊保田港でありますが、島内で唯一、フェリーが着岸できる港でありまして、本町の海上輸送の拠点として重要な役割を担っております。大型フェリーは着岸できない港湾施設となっております。

大規模災害時における円滑かつ安定的な物流、輸送体制を確保するためには、伊保田港の機能

拡充を図っていくことが必要であり、災害時等を想定した大型フェリーまたは船舶の着岸を可能とする港湾施設等の整備について、既に、国に要望をいたしているところでございます。

大きな被害の発生が予測される場合、災害対策本部の設置や自主避難所の、災害が予想される場合です、災害の発生が予想される場合には、災害対策本部の設置や自主避難所の開設、事業継続の判断等、初動対応について、順次、発動させていくこととなりますが、想定外の対応ということになりますと、これは非常に難しいことだというふうに思っているところでございます。

今後の想定外の事故や災害に備えて、抜本的な対策を行うということですが、抜本的な対策を行うということは、大変、容易なことではありませんが、しかしながら、想定外の事態に直面したときに何ができるか、何をすべきなのか、現状においては想定される対策を、規模に応じて想定範囲を複合的に拡大していくことで、発生状況に合わせた体制をとることになると考えております。

田中議員さんが想定外の事故や災害というのをどのようなことを想定されておられるのか、また私たちにもよく、明確ではありませんが、例えば、想定外の事故とか想定外の災害ということになりますと、今回の橋に激突する、大型船舶が激突するというのも、これはまさに想定外の事故でございました。

また、近年は災害についても想定外の大災害が起こっているという状況でございますが、例えば、中には瀬戸内海が埋まるほどの大きな火山、大噴火が起こるのではないかと想定外の話もございます。また、20メートルを超える大津波がこの周防大島町辺りにも来るのではないかとというような想定もできないことはないと思います。

また、マグニチュードも9.0が東日本大震災でございましたが、例えば、じゃあこれがマグニチュード1.5であればどうなるのかということも、まさに想定外のことでございます。

このように、地震においても、また台風においても、台風でも台風19号では、風速60メートルという猛暴風雨でございましたが、例えば、これが想定外ということになって、これが風速100メートルのと、直撃するというようなことも、想定外では考えられないことはないというふうに思いますが、そのように、東日本大震災や、大変大きな災害でございますが、これをさらに超えるような大きな災害ということが想定外というふうに言われておられるのではないかと思います。そのような、本当に、今では一般的な、科学的にも検証ができていない大災害または想定外という言葉でくくってしまうと、なかなか今の、抜本的な対策を行うことが必要だというふうに言われることは十分よくわかりますが、抜本的な対策が本当に取り組めるものかどうかということも、非常に容易なことではないというふうに思っておるところでございます。先ほどの答弁のとおり、想定される対策を規模に応じて、想定範囲を複合的に拡大していくということが、現実的なことではないかというふうに思っているところでございます。

ここからは、それぞれの担当部長のほうで御答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、田中議員さんの、島内水源の確保の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

取り組み方針といたしましては、昨年の第4回議会定例会一般質問にお答えしたとおり、旧簡易水道の水源のうち、比較的、取水が容易で水質の良い浅井戸を、非常時に飲料用水源として活用したいと考えており、現在、水道課職員が井戸の存在と目視による水質の確認を行っております。

台帳上は、浅井戸が26カ所から27カ所ございます。その調査の結果、使用可能と思われる水源を12カ所に絞り込みまして、可搬ポンプ等を使いまして、揚水量あるいはくみ上げ後の井戸の水位や復元の状況を調査中でございます。

今後、平成31年度の当初予算においても、これらの調査状況を踏まえ、非常用水源として使用可能と思われるものにつきまして、より詳細な揚水試験や水質試験を行い、利用方法などについて具体的に分析する予定としております。

次に、一般廃棄物収集運搬業の許可についての御質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業の許可要件の1つといたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第1号に、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であると認めるときでなければ許可してはならないと規定されています。

今年度の町内全域のごみステーションの数は340カ所でございますが、収集搬入量といたしましては、個別の1社当たりの搬入量は、今現在、手元にはございませんけど、可燃ごみが、平成27年度が約3,281トン、平成28年度が約3,074トン、平成29年度は約3,017トンであり、不燃ごみにつきましては、平成27年度が約660トン、平成28年度が638トン、平成29年度は約634トンと年々減少傾向にあります。

区域内の一般廃棄物の発生量に応じた適正な処理が求められることからすれば、一般廃棄物収集運搬の許可またはその更新の判断にあたっては、その発生量に応じて適正な運営が継続かつ安定的に確保されるように、受給の均衡及びその変動による許可業者の事業への影響を考慮することなどが求められると考えております。

このように、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的にされるようにすることが、許可制度の根底にある目的であると確認した上で、許可の判断をするにあたっては、高齢者の方々を考え、例えば、ごみステーションの細分化とか、収集場所の細分化を考える必要があり、それによって許可事業者の乱発等を防止するため、慎重に対処してまいりたいと考えておりますが、許可申請の提出を拒むものではございません。

続きまして、小松開作地区若者定住促進住宅についての御質問についてお答えいたします。

現在、町内に在住しており、町外に通勤している方が、結婚や子育てを機に町外に住宅を求め転出される傾向があり、その一方で豊かな自然に囲まれた環境の中で子育てをしたい、田舎で田舎の良いところを感じながら、通勤が可能であれば自分のキャリアを生かせる仕事をしながら、周防大島町で暮らしたいという方もたくさんいらっしゃいます。

このようなことから、総合計画においても、定住促進に住まいの確保、若者定住調査を掲げ、その必要性から、通勤可能なエリアに就労先があれば、本町に住居を構えることも十分考えられ、町外へも勤務可能な距離として大島大橋から5キロ以内、時間にして約10分以内に位置し、また、子育てに関連する各種施設とのバランスやJR大島駅を使用する勤務先も視野に入れた適地調査を行いました。

その結果、三蒲、小松、小松開作、屋代、棕野エリアの5カ所を候補地として、どの候補地が妥当であるかを比較、検討を行い、その結果、周辺環境など総合的な観点から小松開作エリアが最適であると判断したため、当該地に決定し、事業を進めているところでございます。

次に、地盤の実態と液状化の検討の必要性についてでございますが、現地盤につきましては、スウェーデン式サウンディング方式によりまして、現地盤から1メートルぐらいまでは礫質土、その下が約3メートルぐらいまで、要するに2メートルの間ですけど、それが粘性土、その下は砂質土ということになっております。

そのスウェーデン式サウンディング試験によって、区画ごとに、全部で4カ所の地盤調査を行い、4カ所のうち2カ所で現地盤から、先ほど申しましたように、深さ1.5メートルから3メートルの間に軟弱地盤があることを確認しております。

液状化の対策といたしましては、緩い砂質地盤の締め固めや固着、地下水位を下げること、液状化しにくい地盤に置きかえるなどの対策を講じる必要がありますが、当該住宅予定地の造成におきましては、置換工法、いわゆる深さ約3メートルの軟弱層の土を除去し、良質土に置きかえる対策を講じております。

また建築工事設計時にも、建築予定地の18カ所で同試験を行い、その結果、全ての箇所において、許容応力度20キロニュートン/平方メートル以上を確認しております。

定住対策における住まいの確保は重要課題であり、空家バンクや空家活用住宅事業などを行っておりますが、町営住宅の課題といたしましても、適切な維持管理や長寿命化、高齢者や障害者への配慮、地区ニーズへの対応や良質な空き家の有効利用などがございます。中でも、本町におきましては、若者や子育て世帯の定住促進が大きな課題となっておりますが、これらの世帯向けの民営の借家が町内には少なく、町営住宅が借家市場を補完する役割を担っております。

子育てを行っている世帯やこれから子育てを行う予定のある世帯が、経済的な理由などにより、

マイホームの建築ができないという世帯に、安心して子育てができる良好な住居環境を備えた賃貸住宅を安価に提供することにより、子育て世代の応援やニーズに対応することを目的とし、ひいては、地域に子供の声を取り戻すことや、子育てが終わった入居者には、我が子が生まれ育った本町に住居を構えていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの、公の施設の使用料のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、公の施設の使用料の基本的な考え方について、町の統一見解をとということについてのお尋ねであります。

民間の施設では、維持管理経費の全てを利用者の使用料で賄うことを原則として料金設定がされております。一方、公の施設は公的な目的から、低廉な料金体系になっており、利用者の使用料のみで維持管理経費を賄っておらず、不足分は税金で負担しておるということでございます。

公の施設は、必ずしも利用者に使用料を負担してもらわなければならないものではなく、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置した公の施設に要する経費は、税金で賄うという考え方もできますが、利用者の便益を確保するために必要となる経費について、その便益を享受する対価として利用者に負担を求めることは、施設を利用しない者との公平性を図るためにも妥当なものだと考えております。

町の財政状況が年々厳しくなっている中で、施設の維持管理経費を補うために多額の税金を投入し続けることは難しいことから、公の施設であっても、持続可能な施設経営を行うため、その視点を含めた使用料を算定するべきものだと思っております。

次に、使用料の算定方式や利用者の負担率をどのように規定しているのか、使用料の割り増しや減免についての統一基準は定めてあるのかとお尋ねでございます。

一般的に使用料については、利用者の便益を確保するために必要な経費の算出は、施設の維持管理に係る費用、減価償却費を利用者が負担する経費とされておりますが、公の施設という性格上、使用料の設定については、これに負担率を考慮して使用料を算定するものと思っております。

この負担率については、それぞれの施設の設置目的や地域特性等があり、一律の負担率を設けることは難しいというふうに考えております。

利用者の負担率による使用料の算定については、その負担率についての規定はしておりませんが、それぞれの施設が設置された際に、その目的に応じた使用料が設定され、現在に至っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、使用料の割り増しや減免についても、それぞれの施設の目的に応じて規定していること

から、統一基準について定める予定は今のところございません。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは私からは、田中議員さんの、減塩運動の取り組みについての御質問にお答えいたします。

減塩運動に対する取り組み方針と実績、今後の計画についての御質問でございますが、本町では、第2期計画策定委員及び推進委員の方々の御協力のもと、平成28年3月に第2期周防大島町健康増進計画を策定いたしました。

この計画では、将来を見据えて、次の世代に健康をつなぎながら、元気な高齢期を迎えることができるように、基本理念を「健康をつなぎ 輝くまちづくり」とし、乳幼児期から高齢期までの、それぞれの世代における心と身体の機能維持・向上に取り組み、健康寿命の延伸を目標に掲げているところでございます。

御承知のとおり、本町の大きな健康課題の一つに、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの循環器疾患への予防策等が急務であると認識しているところでございますが、健康については、元来、個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題と考えております。

しかしながら、個人による健康の実現には、個人の力とあわせて、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが大変重要と考え、本町では、関係機関や地区組織、地元企業と協働して、子供から高齢者まで、生涯を通じた減塩運動と運動・身体活動の推進を図り、生活習慣全体の改善のため、減塩活動に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、ちよび塩活動への啓発、ちよび塩健診や小中学生食塩摂取調査等の実施、さらには地元企業、関係機関、団体と連携し、減塩メニューの開発、減塩商品の販売等、減塩環境の充実強化を図り、平成32年度に当計画の中間評価を行い、そこから見えてくる課題や問題点など十分検証した上で、平成37年度の最終評価につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。

最後に……、どうぞ。

○議員（5番 田中 豊文君） 時間が来ていますので、最後に一言だけ。

防災対策、町長、想定外のことをどこまでやるんかと言われていましたけど、昨年の消防操法大会で、町長は、これからは想定外のことを想定していかなきゃいけないのじゃというふうに言われて、私、大変感服したんですが、（笑声）さすが違うなと思ったんですけど、私が言うのは、100%の対策をせと、例えば、地球が減びても周防大島町民だけは脱出できるように対策をせというような極論を言っているわけじゃなくて、その前に、例えば、去年の事故を踏まえて、大

島大橋が通れんようになったらどうするんかと言ったときに、これは別で、雨のあと、豪雨災害のあと、周防大島町の避難所対策を聞いたときに、ほとんど何もシミュレーションされていないということがわかりましたので、そこら辺をまずはできるところから考えていかにゃあいけん のんじゃないんですかと、そのために、例えば、水道のことを水道課がやるんじゃないで、消防防災班がやるのではなくて、総合的に危機管理、防災対策を考えていく、まずは、そのための体制をつくる必要があるんじゃないんですかと、そこから始めるべきではないんですかということ を申し上げたつもりなんです、ちょっと余り、私がよく極論を言うんで、極論と捉えられたん かもしれませんが、その辺を踏まえて、私としては町の中に危機管理対策課とか、そういうの をまずつくって、そこで専門的に考えていく必要があるんじゃないんですかということ を申し上げたんで、その辺で、もう一回、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 繰り返すようですが、今、田中さんもみずからお認めになったように、 想定外の事故や災害に備えて、抜本的な対策を行うことは容易ではないということは、お互いが 認識しているところであろうというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、想定外 の事態に直面したときに何ができるか、何をすべきなのか、現状においては、まず想定される対 策を規模に応じて、想定範囲を複合的に拡大していくということで、発生状況に合わせた体制を とるということになるというふうにも考えておるところでございます。

今、周防大島町の体制からいたしますと、消防防災班で職員をきちんと、今、4名張りつけて おりますが、実は、以前に比べれば、消防防災班の職員数からすれば、相当充実しているという ふうに感じておるわけでございますが、しかしながら、近年のいろいろな、災害だけではないで すが、いろいろな対応に本当に苦慮しておる状況でございまして、今言われたように、特別なポ ストとか、または部署をつくってということに、なかなか、現在の職員体制ではとりにくいとい うこともございます。

ですから、今申し上げましたような形で、今の消防防災班を充実強化していきながら、想定外 の事態に直面したときに何ができるか、何をなすべきなのかということ、現状においては、想 定される対策を、規模に応じて想定範囲で複合的に拡大していくというようなことを、現状では 考えておるところでございます。

しかしながら、最近の地震とか台風とか津波とかということを見ると、数年前までは、本当 に考えられなかったというようなことが多々起こっておりますから、そういうことについても十 分な対応がとれるように、努力していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時40分休憩

.....
午前10時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で、2点について伺いたします。

まず、町立病院等の再編について、幾つかの角度からお伺いたします。

病院の再編案がほぼ固まり、本日、一般質問が終了後、病院事業局から提案される予定であるとのことです。

その具体的な提案内容は午後に譲るとして、最も重要な提案は、やすらぎ苑を廃止することと、橘病院を、現在は36床のところを19床に縮小し、有床の診療所に縮小するという計画が含まれていることです。

まず、その実施時期について伺います。

病院事業局の説明では、この定例議会で案を提示し、実施は1年後の2020年度からであると説明してきました。2月28日に行われた病院再編問題の特別委員会で、やすらぎ苑の廃止時期について、村岡部長と石原管理者との間で見解の違いがあり、石原管理者は2年後の実施と言いい、村岡部長は1年後を目指しながら、1年後で、患者がまだほかの医療機関などに移転する先が決まっていない場合は、4月以降もなお営業するという見解を示しました。一体、どちらが正式な計画なのか、はっきりさせていただきたいと思います。

この問題で大事なのは、町民の皆さんがやすらぎ苑をなくしてもいいと思っているのかどうか、橘病院が診療所になっても大丈夫と考えておられるのかどうか、そこが最も問われているのではないのでしょうか。

橘病院が診療所になれば、これまでの3人の医師が1人になり、当直の医師もいなくなる。よって、夜間の急変に対する対応はできなくなると思うのですが、いかがでしょう。

やすらぎ苑は介護が必要な方やリハビリを行って回復を目指す方が入院しておられます。こうした必要な情報を町民の皆さん方に提供した上で、町民の皆さんの意見を聞く必要があります。町民説明会を行うべきですが、そういう機会を持つのかどうか、いつ、どのように行うのか、まず伺います。

これまで、病院の再編問題を審議する特別委員会などでは、この3月の定例議会で議員に提案し、1年後または2年後、先ほど申した1年後または2年後に実施するということですが、しかし仮に、1年後に実施ということになると、案として提起しながら、1年後の実施に向けて準備

をしていかなければなりません。橘病院ややすらぎ苑に入所している方々の転院先や看護師などの職員も削減するための大規模な異動や、町長も最初の特別委員会で発言したような分権処分のようなこともされるのかもわかりません。いずれにしろ、そうした準備はことしからしなければならなくなります。

案として町民の皆さんに説明しながら、実際には、やすらぎ苑の廃止と橘病院の縮小を前提にした準備を進めるとするのは、結論先にありきの議論になってしまいます。町民に対する背信行為ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

再編案は、あくまでも案として町民の皆さんに説明すべきであり、あくまでも案ですからと言いつつ、裏では、実施に向けた準備を始めているということはするべきではないと思うのです。町民への説明と議論を尽くすまでは、その準備も進めないというのが民主主義的な方向です。

やすらぎ苑が廃止されれば、介護やリハビリの体制が大きく後退し、不便になることは目に見えています。それでも、赤字だから仕方ないという意見になるのかどうか、橘病院も同じように、安下庄地区とその周辺の医療体制が縮小されることにどのような意見を町民が持っているのか、町民にとっての長所と、病院を縮小することに対する長所と短所をしっかりと情報提供し、時間をかけてボトムアップしていくべきです。また仮に、やすらぎ苑の廃止に対して町民の反対が多い場合は取り下げるといった柔軟な対応も前提にすべきですが、こういう考えがあるのかどうか、伺います。

さらに、ボトムアップという点からは、町立の医療・介護施設等で働く職員の方々との話し合いと合意も必要です。今、現場では、一体、自分たちの職場が今後も存在していくのかどうか、新しい職場を早く探さなければいけないのかどうかなど、不安を持ちながら働いている方がいらっしゃいます。患者さんたちにいい医療をと頑張っている看護師に対して、上司から、赤字だからと言われ、つまり、いい看護よりも赤字だから適当にと受けとめられるような指導もされ、働きがいの点でも問題が出ていると思うし、それは患者にも影響してくると思います。

ある町立病院で働くお医者さんは、現場で身を削って働いている職員を無視した改革は成功しないと思いますと指摘されました。私もそのとおりだと思います。今は職員の皆さんを無視している以上に、締めつけて従わせようとしているようにさえ感じます。平成30年度のボーナス分等の手当について、病院事業局の職員だけ人事委員会の勧告を蹴って実施しませんでした。このときも、どこの施設の労働者代表の了承は1つも得られないまま強行に値上げを見送りました。こうした強硬手法が職員の方々から支持されないのは当然です。

今回提案された再編案は、こうした看護師さんや介護士、コメディカルの職員など、全ての職員に丁寧に説明し、話し合い、了承を得るべきだと思いますが、お考えを伺います。

この問題で通告しているほかの質問については、全体の時間を見ながら、2回目以降に行って

いきます。まず、ここまでの質問について答弁をお願いします。

次に、国民健康保険税について、その減免制度の創設を求め、引き下げを求める立場から質問いたします。

国保税が、ほかの協会けんぽなどに比べて、かなり高い税になっていること、全国都道府県知事会などの地方団体も、国保制度が高齢者や低所得者の加入が多いにもかかわらず、税は逆に多くなっていることを、構造的な国保制度の欠陥であると指摘し、平成14年度には、国に対して2兆円の財政支出を求め、協会けんぽの保険料に近づけることを国に求めています。

昨年9月議会でも、こうした現実があることを鑑みて、子供たちにかかる均等割の廃止、または減免を求めました。しかし、残念ながら、年度当初に向かうこの予算にもそのことは盛り込まれていません。きょうはさらに、このことについて議論を深めたいと思います。

日本共産党の中央委員会は、全国全ての2018年度の市町村の国保税または国保料の税率、税額を調査し、それをもとに3つの所得形態を設定し、国保税を計算しました。

1つ目は、年収400万円の4人世帯の場合、2つ目は、年収240万円の単身世帯の場合、3つ目は、夫婦で年金で暮らしている世帯の場合、この3つで、年金で夫婦で暮らしている世帯は、夫の年金が230万円、妻の年金が50万円という夫婦の場合です。

私はまず、この国保税の高さに注目しました。この3つ目の、夫婦で年金で生活しているという世帯を例にとると、周防大島町の国保税は17万8,240円になります。これを山口県19の自治体全体で比べてみると、本町の国保税は、下関市に次いで2番目に高い国保税になります。ほかの2つの所得形態で見ても、山口県で3番目の高さになっています。つまり、周防大島町の国保税は山口県ではトップクラスに高いというのが実態です。

もう1つ、中国5県の107の市町村で周防大島町はどうなっているかを見てみました。中国地方107の市町村のうち、先に申し上げた夫婦で年金世帯の場合で計算すると、本町の国保税は、高いほうから6番目になります。107の自治体で6番目ですから、もはや驚くべき重税になっています。

一方、山口県統計分析課が平成30年に出している県勢要覧によりますと、周防大島町の1人当たりの所得は、山口県の市町の中で最も低く156万8,000円です。山口県の1人当たりの所得の平均は312万4,000円ですから、周防大島町はわずか50.2%で、県平均の半分です。まさに、所得は山口県で最も低いにもかかわらず、国保税は県内で2番目、3番目に高いというのが本町の実態です。

所得が低いのなら、それに応じて税金も安いというなら話はわかりませんが、所得が最も低いのに、逆に、国保税は2番目、3番目に高い。この逆進的な実態にも大いに問題があり、急いで改善をするべきです。これに反論する数字があるのであれば出していただきたいと思いますが、私

たちが調べた実態からの結果では、こういうことになります。これについてどのようにお考えか、まず伺います。

本町の国保税は、他の市町に比べて高い実態があるということ把握しているのかどうか、認識しているのかもあわせて伺います。

我が党がつくった表には、所得形態別の国保税とともに、この国保税に平等割と均等割を廃止した場合に、幾らの国保税になるかという試算と、約8割が10人以下の中小企業の従業員とその家族が加入している全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの保険料と比べた数字が併記されています。全国知事会が引き合いに出している健康保険組合です。

先の所得形態で、この協会けんぽの保険料を計算した場合には、本町の国保税の均等割と平等割を全て除いた金額よりも、まだ協会けんぽによる保険料のほうがかなり安いというのが実態です。具体的な例で言います。例えば、先ほど申し上げた所得形態の年収400万円の4人世帯の家族の場合では、周防大島町の国保税は45万9,500円になります。この金額から均等割と平等割を除くと、27万9,600円となります。

一方、この世帯が仮に中小企業の社員だったりすると、協会けんぽの保険料となり、その保険料は20万3,600円になります。つまり、周防大島町の国保税から平等割と均等割を差し引いた金額よりも、さらに7万6,000円も協会けんぽの保険料が安いというのが実態です。

国保税の計算に、世帯主にかかる2万5,800円と赤ちゃんからお年寄りまで、1人当たり全てにかかる2万7,400円を合わせると、5万3,200円になります。これが国保税になくても、それでもなお、協会けんぽの保険料よりも7万6,000円も高いという本町の国保税、これを急いで改善しなくてはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

こうした実態を放置すべきではないと思います。均等割も平等割もなくしてもなお、協会けんぽよりもかなり高い国保税という実態を解消していくべきです。

私はこれまで、子供に対する均等割の減免、あるいは廃止を求めてきましたけれども、町長の答弁は、それは国がやることと消極的な答弁でした。確かに、協会けんぽなみに国保税を引き下げるのは、町独自には多くの財源が必要です。また、国は国保税を引き下げた自治体に対して、または一般会計から独自の繰り入れを行う自治体に対して、ペナルティともとれることをやってきました。こうしたことに負けないで、国に対して、町民の生活に責任を持つ町長として、財源についても独自に要望していくべきです。

また、国がお金をくれるまでは何もしないという態度では、国保世帯の窮状を救えません。独自に減免制度などをつくることを、重ねて強く要望します。国保税の税率と税額から、所得もない赤ちゃんからも、寝たきりのお年寄りからも税金をとる仕組みになっている均等割をなくすことを求めます。さらに、平等割もなくし、協会けんぽと同程度の国保税にするという目標を立て

ることを求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの国保税を協会けんぽ並みに引き下げを求めるとい
う御質問でございます。

まず、国保の均等割と平等割をなくすことで協会けんぽ並みの国保税にするということが、今、御質問にありましたが、非常に、相当荒っぽい話でございまして、ちょっとここで、こういう議論ができるのかというふうに思うわけでございますが、今の御質問の中身を見ますと、均等割と平等割をなくすことで、協会けんぽ並みの国保税にすることを目指していくということですが、そのためには、砂田議員さんもおっしゃられているとおり、その穴埋めとして、大幅な国費の投入を求めていくということございまして、当然のことながら、一般会計でこれを埋めるということはとてもできるような相談ではないというふうに思っておりますが、大幅な国費の投入を求めていくことを求めることについての御質問でございますが、国の医療制度の根幹にかかわる、国全体の医療制度の根幹にかかわる問題でありまして、一私町長がお答えすることは非常に困難な状況ではないかとうふうに思っているところでありますが、ちょっと中身を少し説明したいと思います。御承知のように現在、国民健康保険税につきましては、世帯の負担能力に応じて御負担をいただく所得割と、受益の程度に応じて負担をしていただく被保険者均等割と世帯平等割と、こういう算定の方法をとっておるところでございます。

とりわけ、均等割につきましては、被保険者数の多い世帯は、被保険者の少ない世帯より、明らかに受益も大きいわけですね。当然、医療にかかるリスクもたくさんあるわけですから、被保険者の多い世帯は、被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きいと考え、それに見合う保険税の御負担をお願いするというのが、一面では合理的であるというふうにとらえております。

また、特別会計という性格もございまして。全ての被保険者が医療にかかる費用をお互いに負担し合う助け合いの保険制度という観点からいたしましても、基本的には、被保険者の皆様に、それぞれの応分の負担をお願いするというのが原則であると考えております。

今、いろいろな数字を出してお示しいただきましたが、やはり、この医療給付費が伸びてしまうと、いずれにたしましても、保険税にもはね返ってくるという状況がありますので、一概に所得と、その保険税の問題だけでの一面で見ると、非常に難しい問題が出てまいります。ですから、保険税を下げようとするということは、やっぱり健康づくりを進めて、医療費を削減するというのも1つの方策でありますし、また、保険税を下げるために、国費の投入をするというのも、当然の1つの方法でありますし、先ほどお話がありましたが、一般会計から国保会計に入れるということも、これも下げる方法とすれば、ないことはないというふうに思います。

議員さんが御提案されますように、均等割、平等割を廃止するという、これも相当大きな、荒っぽいといいますか、相当大きな改革でございますが、そうした場合、均等割、平等割を廃止した場合は、そこに穴があくわけですから、同程度の財源を確保するということになります。おっしゃられるように、国がぱんと補填すれば、それはそれが一番いいというふうに思いますが、現行の応能負担、所得割ですね。応能負担を2倍程度に引き上げる必要があるのではないかと、計算上は成り立つわけでございます。

そういたしますと、そういう2倍程度に応能割、所得割を引き上げるということになりますと、一方、今度は所得のない方は、保険税の負担は全くなくなってしまうわけですね。所得割がゼロの人も今おりますが、所得割がゼロになると、保険税の負担は全くなくなってしまうということになります。税額が発生しなくなりますので、受益と負担の間に著しい不均衡が生じ、公平性が失われてしまうというふうな問題もあると考えております。

さらに、これまで低所得者にかかる保険税の軽減相当額に対しまして、当然ながら、2割、5割、7割の、所得が低い方につきましては、保険税の軽減措置が行われておりますが、その相当額に対しまして、その減収補填といたしまして交付されております保険基盤安定負担金、これは国の補助金でございますが、均等割、平等割の廃止によりなくなってしまう。これは、均等割、平等割に対して軽減措置がかかるわけですから、それが軽減措置をしないということ、しないよりも何よりも均等割、平等割がなくなるわけですから、当然ながら、その軽減もなくなります。

軽減がなくなるということになりますと、軽減をしないということになると、保険基盤安定負担金も廃止、なくなってしまうということで、一層の財源不足も想定されるところでございます。

議員さんは、この部分を国の補助を求めるとのことだと思っておりますが、これはまさに、この保険基盤安定負担金等、制度の根幹にかかわる問題でありまして、これはどうしても、ここでの議論ではなくて、やっぱり国の医療保険制度として大きな議論にしなければ、なかなか、この周防大島町の中で議論するということでは、改善・改革というのは非常に難しいのではないかと思います。

国民健康保険税と協会けんぽや組合健保、または共済と、他の被用者保険は、制度とか構造、被保険者の性質が全く、大きく異なっておりますので、これを、協会けんぽと国保を比較するというのは、非常に適切ではないというふうにも考えますし、協会けんぽとか組合健保、または共済というのは、全ての皆さん方が被用者保険という形で、所得のある方を中心になっておる保険制度でございますので、これを比較するのは適切ではないというふうに考えておるところでございます。

国民健康保険は、被用者保険に属さない、そういうお勤めではない方全ての人が加入して、我

が国の国民健康保険の最後の受け皿として、基盤的な役割を果たしてきたところでありますが、議員さんも御承知のように、他の健康保険と比べまして、加入者の年齢構成が高くなっております。

当然のこと、被用者保険から抜けた方が、今度は、最後は国民健康保険に入るわけですから、他の健康保険に比べますと、加入者の年齢構成は相当高いと思います。そしてまた、さらには、年齢構成が高いということは、所得水準も低いということでもございまして、さらに、高齢者が多いということは、医療費の水準が非常に高いということになりまして、この制度自体も、どの自治体も大変厳しい運営を強いられております。

そうであるがゆえに、国としても、負担金ないし補助金等を創設をしておるといふふうに思っておりますが、それがまだまだ不十分だということも、私もそこは承知をいたしておるところでございまして。

国民健康保険の制度やこれらの問題点は、国のレベルにおいてしっかり議論されるべきだと思います。引き続き、全国知事会とか全国市長会、全国町村会と連携しながら、さまざまな財政支援とか、または制度の根本的な改革について講じられますように求めてまいりたいと思います。

昨年の11月16日でございますが、国保制度改善強化全国大会、これに私も、山口県の国保連合会の経営部会長として、毎年参加をさせていただいておりますが、これらの中にも、決議の第1番には、医療保険制度の一本化を早期に実現することという決議も行ってございまして、これをもって各関係機関、または、厚生労働省をはじめ政府の関係機関、さらには、それぞれの国会議員にも陳情・要望をしまいったところでございまして。

そして今、議員さんがおっしゃられた子供に係る均等割保険料、保険税を軽減する支援制度を創設するということにつきましても、きちんと要望・要請はしておるところでございまして。

そして、この大会での宣言の中でございまして、急速な高齢化等による医療費のさらなる増加は必至になっております。そういうことになりますと、国保の運営自体は、さらに厳しいものになってくるということでもございまして、この状況をそのまま放置することは本当にできない状況にあるのではないかとこのように私自身も思っておりますが、今、砂田議員さんは、余りにも具体的な、周防大島町の中での議論ということでは、なかなか解決がつかない問題であろうというふうに思っております。

全国の自治体も強く要望しております子供の医療費助成等の地方単独事業実施にかかる国庫負担の軽減措置は、子供の対象年齢にかかわらず、直ちに廃止していただくようお願いをしておりますが、これも少しは改善されておるとは思いますが、実現をしておるわけではございません。

子供に係る均等割保険税を軽減する支援体制も、あらゆる創設をしていただきたいということも、この大会でも、宣言としても出してございまして、またこれを、要望・要請にも挙げてござい

すが、まだそこも不十分な状況でございます。

いずれにいたしましても、先ほどから申し上げましたように、全国の知事会、そして全国市長会、全国町村会、そしてまた、国民健康保険中央会やそれぞれの都道府県にあります国保の連合会、これらと一緒に。

済みません。ちょっと申し遅れましたが、この大会自体の主催者には、町村議会議長会も入っておりますし、市長会、市議会議長会も県議会議長会も全て入っております、地方6団体総出で、総意でもってから、そういう要請をもやっておるわけでございますので、当然ながら、国のほうにも、そういう要望・要請は伝わっておると思いますが、引き続き、皆さん方と連携しながら、さまざまな財政支援の方策が講じられますよう、国に対してまず、求めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 砂田議員さんの、町立病院等の再編計画についての御質問にお答えいたします。

病院事業局におきましては、平成18年度から赤字経営が続き、平成29年度決算は大規模な設備投資のあった年を除き、過去最大の赤字となりました。このままの状況で運営していくと、今まで積み上げてきた基金が約5年でなくなることが予想されることから、再編計画案を病院事業改革等特別委員会に提示したところでございます。

2019年度はボトムアップの年にすることを求めるという件につきましては、再編計画案は、コンサルタント会社の株式会社日本経営に依頼し、協議して作成した案をたたき台として、2019年度から、町民の皆さんや職員からの意見も聞きながら、詳細な検討をしていきたいという案でございます。その前段階として、特別委員会、そして議会において、まず、たたき台の合意形成をお願いするところであります。

議員さんがおっしゃられますように、町民の皆様のお意見を時間をかけて集約して、再編計画案を作成し、進めていくべきということですが、たたき台となる原案も財政シミュレーションも示さないまま、町民や職員の意見を聞くことはできないのではないかと思います。あくまでも、たたき台としての案を示し、御意見を伺うということであります。

また、準備をしないことを求めるという点につきましては、実行していく準備をするということではなく、たたき台である再編計画案について、町民や職員、さらには入院、入所、通院、通所をされている利用者様に御意見を伺いながら、実効性のある再編案を作成していきたいということですので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

今後につきましては、まずは、議員の皆様にも再編計画案をお示しし、御意見をいただきたいと思っております。その上で、町民の皆様にも、病院事業局の現状、再編計画案について丁寧に説明し、

御意見も入れながら、実効性のある再編計画案を作成していきたいと思っています。

2点目の再編計画とその手法についても、話し合いにより合意を目指すべきではという意見につきましては、議員さんからの御指摘のとおり、その必要性を感じているところでございます。したがって、まず、議員の皆様にも再編計画案をお示しし、御意見を伺い、町民の皆様と同様に、職員にもたたき台となる再編計画案を丁寧に説明し、御意見を伺いながら、再編計画案をまとめていきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） つまり、実施時期はいつになりますか。完全に橘病院、それからやすらぎ苑が有床の診療所になり、または、やすらぎ苑が廃止されるという予定は何年度の何月になりますか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） ただいまの砂田議員さんの御質問でございますが、これは、最初から言っておりますように、たたき台としての案ということでございますので、それこそ、決まったことではなく、今から、皆様と協議をしていくということですので、2年後になるのか、先ほど、特別委員会で私は1年と言ったけど、管理者は2年と言ったというふうな形の、どちらなのかということも共通するんでございますが、もし、1年でちゃんとできるようになっているのに、2年後と決めていたからといって有効な作業を進めないというのはおかしいと思われましたので、できるならば、1年でできることがあれば1年です。それで、いろんなことを今から皆様と協議していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、1年後かもわからないということですか。1年でできることがあれば1年でやる。1年後かもわからない。そんな計画はないでしょう。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 1年後かもわからないというふうに言いましたのは、それは、全部、全てのことがちゃんとクリアできた上で、1年後にできることがあるのに、それが経営的にも効果がある事業をわざわざ先に延ばす必要はないという考えでございます。ですから、皆様との合意の上での策定なり実行になろうかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） わかりませんね。1年後にできることというのは、今どういうことをお考えですか。つまり、委員会とかでは、やすらぎ苑に入所されている方、橘病院に入院されている方の転院先はもう、この2019年で探していくと。来年の3月にはできるだけスタートさせたいというような話も伺いました。そういうことができる、その転院ができるのであれば、

もうやります。職員がもう、うまいぐあいに職場をかわることができるのであれば、それはもうやりますという、そういう意味で、できることがあれば1年後にやりますという、その意味がよくわかりません。具体的に説明してください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田さんはものすごく確定的なことを求めておられるようでございますが、今現在お示ししておるのは、コンサルタントと執行部が集め、そしてそれを、再編案を3つ作り、さらに、その3つの中からパターンを1、2、3を作り、それらの中で、今、特別委員会にもお示しして、パターン1という形をというふうなところまではいっておると思いますが、皆さん方にもまた、議員全員にそのことをお示ししているわけではございません。

ですから、今、石原管理者や村岡部長のほうから申し上げましたように、いつ、何をどうするんだというようなことが確定的になっておるわけじゃ全くなくて、きょうも、この後の全員協議会で、議員の皆様方からいろいろな御意見が出ると思います。そうした中で、先ほど言いましたように、案1、案2、案3、それぞれの組み合わせによって、パターン1、2、3はできておりますが、それらでどのような方法が、一番効果があって、なおかつ現実味があるし、そしてまた、いろいろな状況、全体的な総合的な判断をして、どれが現実的な改善、改革案、再編案となるのかというようなことを、今から詰めていくわけでございますから、ですから、きょうの後の全員協議会等で、ある程度の方向性が示されましたら、合意形成ができたということですかね。できましたら、そしたら今度は、2019年4月以降に、町民の皆様方に、このたたき台をもって、まず皆さん方の御意見をお聞きしたいということでございますから、そのたたき台の中で、合意形成ができるものから順番にやっていくということになりまして、今、砂田議員さんのおっしゃることは、やっておって、ぱたっと、ここから全部こういうふうにできるというふうには、私たちも思っておりません。ですから、村岡部長が先ほど言いましたように、1年でできる分野もあるでしょうし、やはり、やりながら、2年かかる分野もあるというふうに思っております。

大変大きな再編改革、そして、改善案でございますから、そうした中で、例えば仮に、その再編案を示して、皆さんが合意されたとしても、それでもって、それじゃあもう一回、財政シミュレーションをやったら、極端に言えば、効果がなければ、再編案がまとまったとしても、財政的な効果がない再編案であれば意味がないわけでございます。ですから、そこら辺は、まだまだあちこちのキャッチボールが必要ですし、そうした中で、合意が得られた部分から進めていくということにもなると思いますが、大きな計画とすれば、そんなに悠長にやっておって、この現状のまま、ずんずんずんずん進めていけば、財政シミュレーションの前に、今の現状の将来計画、将来の見込みはあるわけですから、その将来見込みで言いますと、そんなに先が長く持てるというわけではございませんので、できるだけ早くやっつけていかなければならない状況にあるというこ

とが1つと、もう1つは、議員さんおっしゃられるように、やはり、地域の皆様方、そしてまた、職員の皆さん方との合意形成も図りながら進めていくということでございますから、ものすごく明確に、いつなんだ、こうなんだ、どうなんだということは、今からのことだというふうに思いますので、まず、たたき台を皆さん方と共通認識を持ちたいというのが今の現状だと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、町長のお考えは、やすらぎ苑も橘病院もゆつくりと変化していくと、そういうことですか。

私が言うのは、ある1点が、例えば4月1日から、もう橘病院は診療所になります。何月何日から。やすらぎ苑は、何月何日からもう廃止していますという、その時期を聞いているんですが、それはわからないと。今からやってみないとわからないと、そういう意味でいいですか。実施時期は、じゃあいつ決める予定ですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） あのですね、一番大事なことは、財政的な効果がない改革というのは意味がないと思っているんです。ですから、その時期が、来年の3月なのか、再来年の3月なのかということの前に、来年の3月であれば、こういう財政シミュレーションができておりますよ。再来年の3月であれば、こういう財政シミュレーションがありますよということと一緒に考え合わせながらやらなければ、やめる時期がいつかということの問題よりも、やめるとかやめないとかということによって、財政的な効果がどのくらい出るのかということが一番大切だと思います。それについて、町民の皆さん方や職員の皆さん方と合意形成を図っていかなければできないということも当然のことでございます。

ですから、今言うように、ものすごく明確にしてほしいと。いつやめるんだ、いつ有床診療所にするんだということを明確にしてほしいということでございますが、それを今回、特別委員会、さらには議会とも共通認識、合意形成を図りながら、それをもって、今度は町民の皆様や職員の皆さん方との協議を進めていきながら、そうした中で、財政シミュレーションからいきますと、こういう改革でないと財政的な効果がないということをきちんと説明しなければ、これは1年じゃだめだから2年にしましょう、3年にしましょうといったときに、財政はどんどんどんどん悪くなっていく。そうしたときに、のたれ死ぬようなことになってしまったんでは、再編もないし、改革もないし、効果もないということになるわけですから、それは両方を見ながらですから、じゃあ、いつやめるんですかというふうなことについて、今ここで、明確には答えられないと思います。

ですからそれは、財政的なシミュレーションをして、財政的な効果があつて、要するに、永続

的な、この地域医療が守れるということを念頭に置いて、それに合わせて改革を進めていくということですから、今から、そのたたき台をもとに、皆さん方と協議を進めていければということだというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 内閣府が平成28年の8月に公立病院改革の経済財政効果についてというのを出しています。これは2007年から2013年度に行った最初の、今は新がつかけてますけど、公立病院経営改革プランの、この実施がどうだったかということを経括しているものですが、この1次の改革プランでは、医業収益が改善した病院は290で、悪化した病院は342と。特に、不採算地区で経営はむしろ悪化したというような、これと同じことを新ガイドラインではやろうとしているわけですから、それは付け加えですが、そのものというのは、今もう、ほぼ答えが出ているというかです。実施時期は、結局わからんということでしたが、ちょっと納得できないものがあります。

次の問題ですが、次の問題というのは、病院問題の通告しているものですが、そもそも地域の医療環境について、それを整備充実させる責任は、第一義的には国にあります。

その根本は憲法25条であり、全ての国民は、健康で文化的な生活を営む権利があるとして、そのために、国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうになっています。

ところが2004年、平成16年の4月に、総務省が地方公営企業の経営の総点検についてという通知を出して、病院などの公営企業が赤字のところは業務の廃止、民間移譲、民営化を推進するよう指示したというのを皮切りに、翌年の平成17年4月には、総務省が自治体病院再編等推進要領というのを、全国の都道府県に出して、再編計画の策定を指示しています。

それから2006年、平成18年には、これらの策定をする自治体に対して優遇措置をとりますよということも出して、同じ年に医療制度改革関連法案が成立して、これは、国は2025年までに、国が支出する医療給付費、つまり医療費を8兆円削減すると。そのために、たくさんの法律を解約をして、高齢者医療の窓口負担が増えたり、厚労省の官僚が病院中心から生活中心にシフトして、医療費も少なくて済むシステムをつくると。つまり、病院はもう要らんよと。全部、在宅に持っていきんさいというようなことを、全国の都道府県の担当者を集めて講演するとか、そういうことが行われて、患者を在宅に追いやる政策が本格化し始めてきました。

そのために、診療報酬も長く入院させている病院の診療点数を下げ、最短では2週間程度で診療報酬を下げ始めると。30日でもうなくなると。長く入院させることが必要なのは、やはりこうした過疎地の高齢者が多い慢性期病院が多いわけで、そうした病院、そうした自治体の財政負担が、さらに重くなってしまうと、そういう仕組みがつけられました。

その後も、いろいろずっとあるんですが、もうはしょって、一番近いのは、平成27年4月10日付で総務省自治体財政局が各都道府県の部長さんに通知をしたもので、要するにこれは、再編ネットワーク化のための計画書を作りなさいと。

ネットワーク化というのは、要するに中核的な、ちょっと大きな急性期の高度な医療ができるような病院があつて、その周りに小さな病院を置いて、それをネットワーク化していくと、患者をネットワーク化していくという、簡単に言えばそういうことでしょうか、そのネットワーク化のための計画を策定しなさいと。

この中には、経営主体の統合、指定管理者制度の導入、病院の診療所化、それから病床規模を見直す、適正化って書いて、病床を削減しろという、そういうものを盛り込めということが出されました。

こういうふうにして、国によるそうした、いろんな過疎地の医療体制が脆弱化されてしまう、そういう状況があつたのではないかと思うんです。

大島の病院の赤字にも、そうした国による政策の動きが大きく影響している、もちろん人口の減少という点もありましょうが、そうした国の政策も、赤字化の要因の1つであるというふうにいるんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 全体的な、ちょっと赤字経営の原因について、少し述べさせていただきますが、赤字経営となった平成18年度から平成29年度までの決算推移を見ていきますと、先ほど言われましたように診療収入の増収がごくわずかであったこと、ただ、他会計からの繰入金が増額により、収入につきましては、そうはいつでも少し増加しています。しかし、費用が収入の増加を上回る増加となったことが赤字の要因と考えております。

費用の中で増加しているのは、給与費、経費、減価償却費、消費税であり、建物や高額機器整備により経費、減価償却費が増加、税率改正により消費税が増加しております。

特に給与費の増加が大きく、職員数の増加、給与改定、定期昇給、地方公営企業法の会計制度の見直しによる退職給付金の増加、厚生年金統合による標準報酬制度の導入に伴う法定福利費の増加、社会保険加入要件の拡大、最低賃金の引き上げ等が影響したものと考えられます。

病院は、医療法の人員基準、診療報酬を算定する上で、健康保険法、高齢者医療確保法に基づく人員基準が規定されています。そのため、収入を上げようとする、職員の増員が必要となることが多いことや、24時間365日、利用者さんの看護、介護を必要としますので、夜勤を行う看護職員は、1病棟当たり2名以上の配置、1人当たりの月平均夜勤時間が72時間以下にする等の基準が規定されており、人員の削減を行うことが難しい面がございます。

国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、地域に

における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、医療制度改革を推進しております。

また、山口県においては、医療法に基づき、2025年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、目指すべき必要病床数、医療提供体制を実現するための施策等についてまとめた山口県地域医療構想を策定しています。

先ほど議員さんが言われましたように、公立病院においては、新公立病院改革ガイドラインに基づき、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを踏まえた公立病院改革プランの策定が義務付けられ、再編ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備費については、病院事業債（特例分）が措置され、その元利償還金の3分の2が繰入対象となり、元利償還金の40%が普通交付税措置されることになっております。

平成28年度に町立3病院において策定しております公立病院改革プランにおいては、町立3病院を現状のまま運営する方針で策定し経営改善に努めてきましたが、その効果は、収入の増加については一部改善はあったものの、赤字解消には至っていない状況にあります。

いずれにしましても、現状の状況を打開し経営改善に取り組み、周防大島町の医療を確保できるように努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町長は、先ほど、そこに座ったまま、そのとおりにおっしゃられましたけれども、短くお願いします、短く。そういう、私が申し上げた、いろんな国の施策に赤字が影響しているんじゃないかという質問に対して、短くお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、石原先生もおっしゃったとおりなんです、診療報酬体制の改革とか、政府の指導が大きく変わってまいりました。

要するに、以前と全く大きく変わってきたことは、例えば在院日数によってから、どんどん診療報酬が下がってしまうというようなことです。ですから、在院日数が長いというのは、こういうふうな高齢者の多いところでは、いたし方ない状況ではあるんですが、そうしますと、どんどん診療報酬がとれない状況がどんどん出てくるというような改革が行われております。

もう一つは、医師の確保が非常に難しくなってきた。これは、研修制度の問題があると思いますが、もう一つは町内の高齢化・人口減少というのは、著しく進んでおります。

言うなれば、人口が減少するということは、外来診療も入院患者も減少してくるということにつながってくるのは間違いないと思います。

それと、もう一つは、やっぱり余りにもアクセスが良くなって、町内の病院に行くのではなくて、町外の病院に行くのも、全く町内の病院に行くのと同じぐらいのアクセスになってきたとい

うこともあって、外来入院患者も減ってきたのではないかというふうな、いろいろな要因があると思っており、それが一つの大きな赤字の要因になってきたのではないかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員、最後の……。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後ですか、ああ、そうですか。

1点だけ。先ほど町長は、つまり医療費が上がったから税が高いんだというふうにおっしゃられましたけど、私は違うと思います。

平成27年度に、この国保税の値上げを周防大島町が行いました。それが原因です。それが原因で、これだけ県内でも高い国保税になってしまったんです。

あの値上げは、私は必要なかったと思います。町長は、いや、あの値上げを行っても、一般財源から相当な繰り入れをしなければ、国保会計はもちませんという答弁をされるでしょうが、でも、納税者からしてみれば、協会けんぽであろうが国保であろうが、同じ働き方をしている、保険制度が違うだけで払う税金が違うというのは、公平性に欠いた制度です。

それをここで議論するなど言われればあれですが、しませんが、でもその問題点は、やっぱり共通していく必要があると思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国保税の条例改正で、国保税の税率が改正されたということ、今、おっしゃられたというふうに思いますが、それは、ものすごく近視眼的に、短期間で見るということではなくて、ですから今現在の国保税が、国保特別会計には、若干の基金も当然あるというふうに思います。

基金があるということは、医療費より入ってくるほうが多かったと。ですからその部分が基金にたまっているということなんです。

ですから、それを1年間で見るんじゃなくて、国保というのは、ずっと永続的にあるわけですから、当然ながら、今、基金がちょっとたまっちゃうから、あんときは高かったとか、あんとき改正せんでもよかったとかいうことではなくて、安定的な国保財政、国保特別会計の財政運営をするためには、今の状況は特別悪いわけではないというふうに思っているところでございます。

もう一つは、この制度自体を改革するという話になりますと、先ほどもお見せしましたが、こういう陳情書とか、いろいろなものをかけてから、地方6団体でもずっと陳情・要望にも上がっておりますが、これは周防大島町だけでどうこうしようというのではなくて、やはり1番にも書いてありますように、医療保険制度の一本化というようなことは、すごく難しいことではあると思います。

あると思いますが、しかしながら、医療保険制度の一本化をするということは、国民みんなが医療保険は必要なわけで、国民皆保険でありながら、その皆保険の中身ですね、負担とか、当然

ながら誰もみんな高齢になるわけですから、そういうことを考えますと、一本化というのも、まんざら今すぐの話じゃなくても、長い目で見れば一本化が必要なんではないかというふうに、私も思っておりますので、これからも、このような全国規模の要望を、国に対して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時53分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番、平野和生議員。

○議員（7番 平野 和生君） 済みません。今回は浮島のことでだけになります。たくさん予算をつけていただいて、まだ一般質問をするのかと聞いて怒らないでください。

それでは、2つのことに関連して質問をいたします。

昨年7月6日、7日に、西日本を襲った豪雨により、本町においても、特に浮島が甚大な被害を受けました。離島という悪条件の地にいち早く駆けつけて対応して下さった役場関係職員の方、土木建築業者さんの方、本当にありがとうございました。

また、その後の猛暑の中、ボランティア活動に参加して下さった町職員労働組合の有志の方、社会福祉協議会の方、役場職員、病院職員、高校生、議会議員の有志の方、その他遠くから駆けつけて下さった皆様方に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

その後、水産課におかれては、港に流れ込んだ土砂の取り除き3カ所を速やかに対処していただきました。

被害を受けた民家一軒は公費での解体となりましたが、他の2軒は年内に、漁協事務所は2月半ばに復旧することができました。

しかしながら、被害の爪痕はひどく、国の災害査定を受けた町道11カ所のうち、2カ所の現場が2月になってやっと工事が始まったところです。

聞くところによると、大きく崩落した現場の1つは近々工事に入るようですが、最大の崩落箇所は先日の入札が不調になったと聞きました。

離島の工事の難しさは十分理解しておりますが、町長におかれましては、この最大の崩落箇所の工事を早期に進めていただき、その土石流で被災された民家2軒の住民の不安を一刻も早く取り除いていただきますよう、よろしく願いするものであります。

2番目として、海底送水管布設の展望は。

浮島海底送水管の布設工事は、昨年6月に配水棟施設が完了し、本年度も3億円強の予算をつけていただき、神浦地区での加圧ポンプ所整備に着手されております。

海底送水管布設工事は、台風シーズンを避けて冬場に行われると思いますが、その展望をお伺いいたします。

また、町長は施政方針の中で非常用水源としての利活用を検討するため、旧簡易水道施設の水源地の調査を行うとしていますが、現役の簡易水道であります浮島の簡易水道の水源地も残していただくよう、強く要望するものであります。

以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの、災害復旧についての御質問にお答えしたいと思います。昨年の7月豪雨では、町内各所で大きな被害を受けました。とりわけ、浮島地区では被害が甚大で、3路線ある町道のうち樽見江ノ浦線で4カ所、浮島中央線で3カ所、浮島東線では4カ所が被災をいたしました。

これらの被災箇所は、国の災害査定を受け、11カ所で1億7,056万3,000円にのぼる査定額となっております。

11カ所の公共土木施設災害復旧工事は、災害査定によりまして3年間で復旧を完了するということが基本的にはなっておりますが、予定では、平成30年度の施工が6カ所、平成31年度の施工が5カ所で復旧工事を進める予定でございます。

被災箇所のうち、浮島東線の江ノ浦側に最も近い箇所と浮島中央線の樽見側に最も近い箇所では、道路全幅が大きく崩落していますが、適当な迂回路もなく、いまだに通行することができない状況にあります。

また、特に浮島中央線の被災箇所は、樽見の民家が大きな被害を受け、関係者やボランティア活動の皆様に入流した土砂の撤去等に御尽力をいただいた場所の山手側でございますので、付近の皆様の不安を解消するため、早期の復旧に努める必要がありますが、道路だけでなく、その下方部分も大きく崩壊しております。湧水処理など復旧に向けては、大きな困難が予想されます。

また、大きく崩落した箇所に行き着くためには、手前の被災箇所を復旧しないとその先の復旧へ進めない状況にあります。

このような状況の中、着手した工事もございますので、1日でも早い復旧に向けて作業を進め、より効率的に復旧が進むよう努力してまいりますので、今後とも皆様方のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 平野議員さんの、海底送水管布設の展望についての御質問にお答えいたします。

浮島地区海底送水管の布設スケジュールについてですが、海底部分に継手を設けない送水管の製作には相当の時間を要するため、来年の1月まで製作を行い、その後据え付けをする予定としております。

また、海底送水管による水道水の供給開始後は、現在の簡易水道施設が過剰な設備となるため廃止する方針でございますが、大島側の非常用水源確保とあわせ、飲料水の非常用水源として、維持管理の容易なものに限定して確保することを現在検討しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 1番目の質問なんですけど、2週間前か3週間前の日曜に終日雨が降ったのを皆さん御存じだと思います。その次の日に僕も議運か何かでここへ出てきとったわけなんですけど、被災された松村さんという家の方が、町長と担当課の職員もよく御存じだと思いますけど、崩落箇所が目の前あるんです。3段積んだ土のうのすき間から流れてきよるわけよね。飲み込む側溝ももういっぱい、また道路にあふれてきて、要するに、また同じようなことが起こりはしないかと、半ばトラウマになって電話がかかってきたわけなんです。その後、速やかに町としては業者さん呼んで対応をしてくれました。

3年以内とさっき町長がおっしゃいましたが、その一番大きい箇所がいつ入札があるのかわかりませんが、この6月の梅雨にもう1回あるのは確実です。そうなった場合、目の前にまだ3段の土のうよりまだ高い目線に土砂があるわけです。かなり恐れている状況といえますか、当然、梅雨になったらどこかに避難をさせなければいけないのかなとは思っておりますが、一刻も早い復旧工事の入札も当然ですが、復旧を祈るのみであります。

海底送水のほうも、今ちょっと誰かの咳で聞こえんかったんじゃないけど、4月までって言うたんですか。4月までに、要するにホースを作る、1本物ですから、作るのに4月までかかると言われたんですか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 来年の1月です。1月までに製作を行い、その後、据え付けをする予定としております。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 海底送水も一刻も早い設置を望みます。

非常用水源のこと、さっきおっしゃったかね。これはもう必ず残していただくようというのが、やっぱりこの前の橋の事故を見たときにものすごく恐れておるわけです。多分、情島に水が通る

のが一番最後になったかと思うんです。そうしたところ、浮島は水があったわけですから。まだ海底送水をやってないから。

中には乱暴なことを言うわけです。もうやめたらどうかとか、こちらとしたら、バカなことを言うなよとなるわけです。逆にやめるより、第2水源を、今、現役の簡易水道の水源を確保しておく、それが大事だと思っておりますので、ぜひとも残していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議席番号3番、吉村忍でございます。今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

平成の時代もあとわずかとなりました。平成のその先の時代へ向かって、私の平成最後の一般質問は、先の時代へ向かって前向きな明るい質問で締めくくることが理想でありましたが、同一年度内に同じ質問をする事態となってしまいました。誠に残念であります。

まずここで、質問に先立ちまして、3月15日に町内各戸に配布されました制限責任の裁判所への届出について、被害者である町民の皆様からお預かりした御意見、御要望をもとに私の意見、要望を加え、述べさせていただきます。なお、通告の範囲外でありますので、御答弁は不要であります。

参加届出書の作成について、上段の日付や住所、氏名などは誰でも容易に記入はできますが、下段の制限責任の原因及び額の算定の基礎の欄の記入は、一般住民には容易ではなく、損害賠償請求を断念し、泣き寝入りせざるを得ないこととなってしまいます。

町のホームページには記入例の掲載がありますが、今回、各戸へ配布されなかったことについて多くの不満の声が上がっており、さらに、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方や総合支所への交通手段をお持ちでない方などから大きな不満の声が上がっております。

さらに、弁護士や専門家が同席した町内4地区での参加届出書作成説明会の開催に加え、確定申告のように、町内各地での参加届出書出張相談会の開催を求める声も多く上がっており、来庁や電話を基本とせず、より住民に寄り添った対応を求めるものであります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、通告をさせていただきました指名競争入札について質問をいたします。

相次いで発生している指名競争入札の取り消しについて、昨年6月25日、この場におきまして再発防止策を問い、再発防止には最善を尽くすとの御答弁でありましたが、平成30年度は13件発生し、うち6月25日以降は11件発生しているところであり、昨年度と比較しますと2倍以上も発生しています。最善を尽くして、この結果はとても残念でなりません。

前回は申し上げましたが、各事業者は工事落札のため、複数の積算ソフトの導入など、積算技術向上のため、多額の費用の投入やほかにもさまざまな企業努力をされており、単純なミスや確認の怠慢による入札の取り消しで多大な被害を被っており、事業者のみならず、その社員や御家族への多大なる負担を与えることとなり、着工等の遅れにより、住民の生活にも大きく影響しています。

そこで、次の5点について伺います。

1点目、平成30年6月25日以降に入札取り消しとなった工事名、取り消し理由、経過及び原因。

2点目、平成30年6月25日以降にとった再発防止策。

3点目、今後、違算による入札の取り消しをなくすための再発防止策。

4点目、平成30年12月6日に事業者に対し、設計書に示された名称、規格等が図面等の内容と異なる場合は設計書により積算することとしますとした通知を送付することとなった経緯。

5点目、取り消し通知書におわびの文言が一文増えはしましたが、誠意を感じるものではない。さらに改善を求めます。

以上、5点について御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの、指名競争入札の取り消しについての御質問にお答えしたいと思います。

昨年、6月定例会の一般質問で土木工事の入札取り消しの御質問がございました。その後におきましても、3月11日現在、土木建設工事設計書に係る積算誤りに起因する入札取り消しが発生し、入札にかかわる関係者のみならず、再度入札の実施などによる公共工事の遅延などにより、町民の皆様にも御迷惑をおかけしておりますことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。

1点目の御質問の、平成30年6月25日以降に入札の取り消しについて、その状況を申し上げますと、平成30年度の建設工事で、平成31年3月11日現在の建設工事の入札件数は132件で、そのうち昨年6月以降に違算により入札取り消しになったのが11件発生しており

ます。

工事名を申し上げますと、平成30年度30年災第14—103号農道清水線災害復旧工事、平成30年度30年災第14—101号一般農道和田線災害復旧工事、これは二度続けてということでございます。次に、平成30年度30年災第14—102号農道中山線災害復旧工事、平成30年度町長橋補修工事、平成30年度補災道第752号町道平床岩磯線道路災害復旧工事、平成30年度補災道第757号町道上北迫線道路災害復旧工事、平成30年度久賀・大島処理区（椋野）管路施設整備工事第3工区、平成30年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第10工区、平成30年度下水道工事に伴う水道管移設工事（久賀・流田）、平成30年度浮島地区送水管布設工事（江ノ浦工区）であります。

取り消しの理由につきましては、入札後に積算疑義申し立て期間がありまして、応札した指名業者から積算内容の誤りについての申し立てによるもので、この申し立て内容について調査した結果、入札価格が二通りになるなどの積算の間違いが認められたので、入札を取り消いたしました。

取り消しになった案件につきましては、積算設計書を修正した後、改めて同じ指名業者で入札を執行しております。

その内容の一例といたしましては、引用すべき単価の誤りであります。

土木工事の積算に用いる資材単価の決定は、山口県の設計標準歩掛表、運用編を参考にしております。物価資料の採用誌について優先順位がありますが、例えば、一般財団法人建設物価調査会発行のWeb建設物価に掲載がない場合は、優先順位2位の一般財団法人経済調査発行の積算資料に掲載があるか否かを調べます。優先順位1位のWeb建設物価の資材を見落とししたことが、引用すべき単価の誤りです。

2例目として、金額抜き設計内訳書に付属資料を添付しておりますが、施工条件書と単価設定条件書に異なった廃棄物処分場を明示していた事例がありました。条件設定に誤った情報を記載したことにより、入札価格が二通りになるということとなりました。

そのほか、積算内容の理解不足による積算ミス、単価の入力漏れなどあります。

2点目の御質問、平成30年定例議会における一般質問後の違算への再発防止策につきましては、積算担当者だけのチェックではなく、他の職員による適用単価、適用歩掛、単価根拠等付属資料、金抜き設計書及び仕様書等のチェックを行っております。

3点目の御質問の、今後、違算による入札の取り消しをなくすための再発防止策につきましては、積算書チェックの分業化の検討、複数の積算システムを使用し、計算結果が同額となるかの体制を導入するなど、精度を上げてチェックするよう検討いたします。

また、入札取り消しの違算などの影響を総合的に勘案した上で、入札制度の見直しを検討した

いと思います。

4点目の御質問の、平成30年12月6日に事業者に対し、設計書（金抜き）に示された名称、規格等が図面等の内容と異なる場合は、設計書（金抜き）により積算することとしました通知を送付することとなった経緯につきましては、災害工事の法面の植生基材吹き付けにおいて、図面には枠内処理と明示していましたが、設計内訳書には、枠内処理ではなく、普通の植生基材吹き付け処理と明示していた間違いが疑義申し立てにより判明をいたしました。これまでの経験で違算と判断し、入札を取り消しをしたところでもあります。

しかし、現在、山口県では図面と設計内訳書の明示に差異がある場合は、設計内容書どおり見積りすることとなっております。そのため、本町も県にならい、同様の対応をすべく職員及び入札参加者に通知をしたものでございます。

5点目の御質問の、取り消し通知書におわびの文言が一文増えましたが、誠意を感じるものではなく、さらなる改善を求めるということにつきましては、今後、違算が発生しないよう、チェックの徹底について見直してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、違算による取り消し等は指名業者へ御迷惑をかけることであり、先ほど申し上げました入札制度の見直しを含め、再発防止に最善を尽くしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） まず、わずか半年前と同じ質問をすることになったことについて、重く受けとめていただきたいと思います。

昨年度が6件に対しまして、今年度が既に13件でございます。この数字についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 違算等による取り消しというのは1件もあるべきではないという考え方にしましても、やはり数だけではないんですけども、申し訳なく思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、入札から入札取り消しになるまで、どのような流れで、誰がどのように判断するのか御教示願いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですが、疑義申し立ては開札日の翌日の午後3時までには疑義申し立て書を提出し、疑義申し立てができます。

申し立て内容の調査につきましては、担当課のほうでもその調査の結果を精査いたしますし、

そしてまた、私どももその内容を確認した上で取り消しを行っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 今の御答弁ですと、最終的には契約監理課長が御判断をするということになりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 積算するのは担当課でございますけども、疑義申し立てを取り扱う窓口としまして契約監理課ということでございます。

それを取りまとめたものを私どもが町長まで決裁を上げますので、最終的な判断といいますか、責任というのは町長ということになるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、年間で13件も発生するというので、本当に再発防止策が講じられていたのか疑問に思うところがあります。

ある職員にちょっとお伺いしてみました。そうすると、吉村議員のおかげで仕事が増えたが、違算のないよう頑張っているという御回答をいただきました。皮肉であるのか、仕事に関する責任感が増したのか、どちらともとれる発言をいただきましたので、実際に再発防止策が講じられているということは確認ができました。

しかしながら、それでもこれだけの入札の取り消し事案が発生するという事は、チェック体制、また、積算技術等に問題があるのではないかと考えます。

それで、直接関係のある産業建設部、環境生活部、それぞれこれまでの取り組みと次年度以降、違算による入札の取り消しをなくすための取り組みについて、いま一度お聞かせ願えますか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） まず違算につきまして、関係各位の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、まずおわび申し上げます。

その違算に対する環境生活部の対応といたしましては、先ほどの答弁の中にごございましたように、複数の積算システムによる計算結果の確認を行い、違算が生じないように取り組んでまいりました。また、従来からの積算責任者に加え、検算者、また、検算責任者等々、複数の目でチェックを行ってまいりましたが、違算が生じたということは非常に残念であり、反省すべきであると思っています。

今後の対応といたしましては、より一層チェック体制の強化、また、県の、昔は技術管理システムがございましたが、今は技術管理課でございますが、その通知文につきましても、かなり古い過去のものがあるものがございますので、その辺も検証していく必要があると思っております。

す。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 産業建設部といたしましても、複数の職員によるチェック、あるいはダブルチェック等々を重ねておりますが、このような結果を招いたことに対しては深くおわび申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 前回6月に申し上げたんですが、その際に、適切な人員配置や専門的な技術を有する技術者の採用も必要ではないかと考えます。これについて、前回答弁がスルーされておりましたので、もう一度、今回お伺いしますが、議長、これはよろしいんですか。これについていかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、答弁漏れがあったということで大変申し訳ございませんでした。

今、吉村議員さん御指摘のように、技術的な職員というのは大変貴重であります。私どもも募集は行うんでございますが、残念ながら応募がないというところで採用に至っていないというのが現実でございます。

ただ、今の職員の中で賄っていきなきゃならないというところで、技術的な仕事をする職員につきましても、人事異動についても細心の注意を払っておるつもりでございます。やはり、そういった職員を育てていく観点での人事異動というのは行っておるところでございます。

また、あわせてまして技術者に向けての研修等も、例えば山口県建設技術センターとかが、別途研修というのを開いていただいておりますので、そういう部分については、技術を担当する職員の派遣について、各課のほうで派遣をしてもらっているというところで、研修には、それについても注意を払っておるつもりでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは4点目の質問に関してですが、12月6日付の通知書がここにあるんですけども、要は、これは私の理解ですと、入札の取り消しを疑義申し立てとして取り扱わないものであったにもかかわらず、疑義申し立てとして取り扱ってしまって入札を取り消してしまった。それでこの通知を出すことになったということだと認識しておりますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですけども、この12月6日に発出した文章に

つきましては、町の職員と町内事業者向けに通知したものでございます。

これは先の入札、法面の吹き付け工事なんですけども、工事名で申し上げますと、平成30年度補償道第757号町道上北迫線道路災害復旧工事の疑義申し立てにつきましては、申し立て後、関係職員と協議した結果、違算と判断し入札を取り消すことといたしました。

ですが、その後よく調べてみますと、金抜き設計書に示された名称、あるいは規格等が図面との内容と異なる場合は金額抜きの設計書を優先して積算することを知りました。当初は違算で間違いのないと思っておりましたが、後になって、違算ではなくそのまま事務を継続してよかったことに気付いたところでございます。その意味からも、再発防止の意味で職員と事業者向けに発出したものでございます。

この事案につきましては、複雑な問題でもありましたけども、職員の勉強不足により、入札参加者の皆様に多大な御迷惑をおかけしました。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 今の説明ですと、本来であれば入札の取り消しの取り消しを行わなければならなかったということになったと思うんですが、それはなぜ行われなかったんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 入札を一度取り消した案件につきましては、これはもうそのまま取り消しができませんので、そのまま執行いたしております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） わかりました。

それでは、取り消しの文書についてです。

前回の総務部長の御答弁がありまして、今後については改めていきたい、丁寧に対応するという御答弁でありました。こちらに5月2日付と2月19日付の取り消し通知書があるんですが、さほど変わっていない。おわびの文言が一文増えただけとなっております。

また、この文書は業者に対して郵便で送られているということでございます。疑義申し立てを立てた業者は、大体推測がつくと思うんですが、立ててないほう側の業者は、突然これが送られてきて取り消しますというふうな、腰が抜けるような、びっくりするような事態となるんですが、まず、事業者には直接関係各位が出向いて誠意を持って対応することが再発防止につながると考えております。これについて御答弁は難しいでしょうから、私からの要望とさせていただきます。

とにかく、違算による入札の取り消しは業者にとっては大変大きな負担となっており、我慢も限界となっております。私が申し上げたいのは、とにかく違算による入札の取り消しをなくしてほしいということでございます。さらなる改善に努めていただきまして、また、きょうも下水道

工事などの入札が行われるということですが、今年度の件数が増えることのないよう願っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本浄孝議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議席番号1番、藤本浄孝です。一般質問をいたします。よろしくお願いたします。

このたびの第1回定例会に際し、一般質問通告に2項目の質問を上げました。質問と趣旨内容について述べさせていただきます。改めてよろしくお願い申し上げます。

まずは、屋代川清掃等、地域活動における自治会等の組織との連携についてであります。

毎年、春先には屋代川の清掃を流域自治会主導で行っておられます。この活動は、合併前の旧町におけるクリーン作戦事業の一環として、現在まで長く行われてきました。

現在では、大島総合支所を中心に燃料などの実費補助も受けながら、地域を愛する皆さんの活動として恒例行事に発展しています。私も微力ながら参加させていただきました。

そのような折に、地域の皆様の声に耳を傾けますと、河川の整備不足による足場の危険性や近年の高齢化や人手不足、これにより、今後長い期間の継続は難しいのではないかという意見も多く聞かれました。既に、けがの恐れや高齢化による人手不足で清掃に参加できないという自治会が出てきているのが現状です。

そこで、清掃活動をより効率的に行うためにも、県の河川整備事業の進展を町から県に強く促していただくこと大切であると考えます。作業しやすい場所であれば危険が少なく、清掃事業の継続や新しく参加する若い世代の方も増えるのではないかと考えます。

そして、住民が主体的に河川や環境問題にかかわることにより、不法投棄の減少や河川美化につながると考えます。現に、流域道路に不法投棄を禁止する看板もあるように、流域付近に住む住民の皆さんは、不法投棄によるごみの清掃や草刈りに年中尽力されております。

さらに、防災意識を高めるという観点からは、河川での作業の中で、豪雨の際に水があふれそうな箇所を住民目線で確認し、町や県に報告をしていくということも可能です。今後、10年、20年先を考えますと、防災や環境維持は町と県だけではなく、地域住民の皆さんの情報や活動も重要になってくると考えます。

今後、屋代川清掃に限らず、住民参加による活動の持続性を図る上で、町や自治会等の連携がより重要になると想定されますが、町の今後の取り組みについてお伺いいたします。

2つ目の質問は、子育てにおける産後ケアの充実についてであります。

平成31年度周防大島町予算編成方針には、安心して子供を生み育てられる町と示されており、子育て支援は若者定住対策の重要な方策であると考えます。

中学3年生までの医療費助成や保育所英語教師派遣事業、保育所同時入所2人目以降無料、町独自の保育料の設定等、周防大島町の子育て支援は他の市町と比べても充実度が高いと考えます。

このほか、絵本の贈呈や予防接種の補助など、現在、子育てを行う世代は先人の皆様の御尽力により大きな恩恵にあずかっていると感じる場所でもあります。そして、今年度予算の中で、新規事業である産後ケア事業は、近年、多くの自治体が取り組んでおり、0歳児の育児と母子健康のために大切な事業であります。

周防大島町においてのこれらの産後ケア事業は、町内に産婦人科がないため、柳井や岩国などに及ぶ広域圏が対象になると伺っております。

産後の支援は、育児不安や産後うつ、また、虐待等の予防対策にもつながり、積極的な取り組みが求められています。

周防大島町でも、既に保健師さんによる育児相談や子育て支援センター、また、Ohana（オハナ）という名の子育て世代包括支援センターなどの保育園に通う前段階としての支援や取り組みが用意されています。これらの施設では、カウンセリングを行う中で、産婦の方に必要な取り組みの情報収集も可能であると考えます。

産後の体調管理や休息を取るための家事サポートなど、各自治体でも取り組みが行われ始めています。

これからの周防大島町に住もうと考える若年世帯に訴えるためにも、子育てに一貫性を持ち、かつ先進的な取り組みを行うことは、生活への大きな魅力となります。

今後の町の主に子育て支援の中で産後支援というものの取り組みについてお伺いをいたします。

以上2点が質問であります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、屋代川清掃等、地域活動における自治会等の組織との連携について御質問をいただきました。

本町におきましては、町民の環境美化意識の高揚、ごみに対するマナーの向上、さらには自治会員相互の連帯意識の醸成を図ることを目的として、毎年、自治会等が主体となって、全町挙げてのボランティアによるクリーン作戦を展開していただいておりますことに、まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。

一方で、藤本議員さん御指摘のとおり、2月に開催した町自治会連合会においても、高齢化等によりまして、クリーン作戦に限らず、住民主体の活動が厳しくなったという声もお聞きしている場所でもあります。

本格的な人口減少社会への局面に入った我が国において、本町が直面する待ったなしの課題は、やはり人口減少にいかに関止めをかけるかということでもあります。

このため、将来に責任の持てる持続可能な行財政を目指し、財政の健全化を地方自治の本旨とし、最重要課題を定住対策とする施政方針を本定例会冒頭でも申し述べさせていただいたところでもあります。

さらに、幸せに暮らせる町、そして、誰もが主役になれる町づくりの実現に向け、あらゆる政策資源を盛り込んだ平成31年度予算を上程させていただいたところでございます。

合併から15年という節目の年は、平成という時代が幕を閉じ、新たな時代の扉がひらかれる年でもあります。高齢化、人口減少により、自治会等による地域活動も、これまでできていたことができなくなるということもあろうかと存じます。

このような厳しい時代の潮流を踏まえ、人口減少社会における行政と住民は、それぞれが足りないところを補完し合うパートナーとして、連携・協力関係を築き、新たな時代を切りひらいてまいりたいと私は考えておるところでありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、御質問にあります屋代川の河川整備につきましては、堆積土砂や倒木等の撤去などに係るものと認識をいたしております。

県は県管理の河川を含め、河川や砂防の施設等の機能維持や機能回復等のため、屋代川につきましては、河川監視員による巡回を実施しており、河川の維持・補修等の適切な実施や不法投棄の防止に努めております。

県からは、河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度を勘案の上、必要に応じて堆積土砂や倒木の撤去などを実施しており、屋代川についても、実施すると伺っておるところであります。

屋代川の浚渫等の維持管理につきましては、町からも、その都度、県に対し予算を確保して早期に改善するよう強く要望をしており、今後も引き続き、予算確保に努めていただくよう県当局に強く要望してまいります。

町としても、屋代川流域に限らず、皆様が安全で安心して生活できるよう、今後とも対応してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 藤本議員さんの、子育てにおける産後ケアの充実についての御質問にお答えいたします。

産後ケア事業につきましては、平成31年度より新規事業として取り組んでまいりたいと考えており、当初予算に計上をさせていただいているところでございます。

はじめに、事業の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

この事業は、町内に住所を有する産婦のうち、家族から十分な産後の援助が受けられない方であって、産後に心身の不調または育児不安等がある方を対象に、産後4カ月未満までの期間において実施するものであり、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、心身ともに不安定になりやすい産婦及び乳児に対し、心身のケア及び育児サポートを行う事業でございます。

具体的に申し上げますと、当事業を適切に実施することが可能な医療機関において、産婦及び乳児を医療機関に宿泊させて行う宿泊型と日中一時的に通所して行う通所型の2種別で、産婦の身体的、心理的ケア及び保健指導や栄養指導など必要な保健指導を行うものでございます。

また、産後ケア事業とは別に、産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図ることを目的とした産婦健診事業も新規事業として予算計上させていただいているところでございます。

藤本議員さんの御質問の、産後の体調管理や育児の休息を得るための家事サポートなど、今後の取り組みについてでございますが、本町では、平成31年度当初予算の概要にも記載させていただいているとおり、安心して子供を産み育てる町を目指し、ちびっ子医療費助成事業、中学生医療費助成事業等、さまざまな施策を講じているところでございます。

また、先ほど御説明いたしました産後ケア事業、産婦健診事業など、新たな取り組みも実施したいと考えており、昨年4月に開設いたしました子育て世代包括支援センターOhana（オハナ）を軸として、妊産婦、子育て期の保護者等からのさまざまな相談事に傾聴しながら、新たな子育て支援策を検討していきたいと考えております。

しかしながら、議員さんが言われる家事サポートにおきましては、現時点では大変ハードルが高い事業と考えており、近隣の市町の動向や管内市町と連携した取り組み、また、社会資源の活用など、調査研究をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、藤本議員さんの御指摘のとおり、子育て支援は若者定住対策の重要な方策の1つであると考えており、他の施策とのバランスを取りつつ、総合的な判断のもと、今後も引き続き子育て支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 2つの質問に御答弁をいただきましてありがとうございます。

屋代川清掃等は、屋代川に限らず地域での皆さんの活動をいかに町でサポートしていくかということが大事になってくると思います。

そしてまた、10年、20年後先ということを申しましたけれども、これから先のことも想定をしながら、ぜひ検討いただければと存じます。

また、産後ケアのことに关しましても、やはりよりPRをしていただいて、そして、また新た

な取り組み、皆さんがご覧になって期待をされておられますので、ぜひ先進的な取り組み、また一貫性を持った子育て支援対策をいただければと存じます。

私からの質問は以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、3月22日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時54分散会
